

令和8年度群馬県サービス管理責任者等基礎研修 サービス等利用計画と個別支援 計画の関係

上智大学 名誉教授
大塚 晃

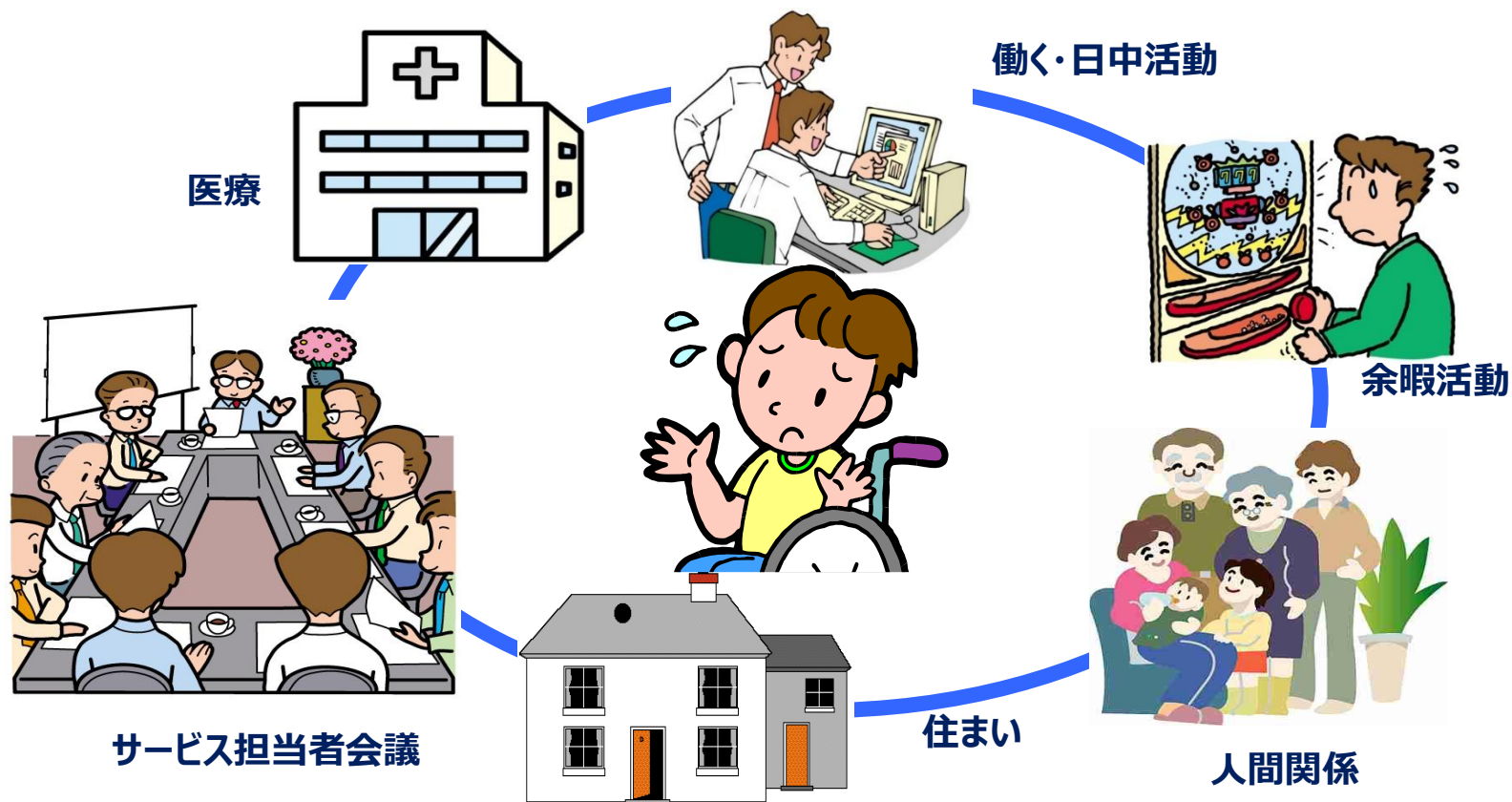
この講義のねらい

総合的な援助の方針であるサービス等利用計画と個別支援計画の関連性、その前提としての連携について理解する。

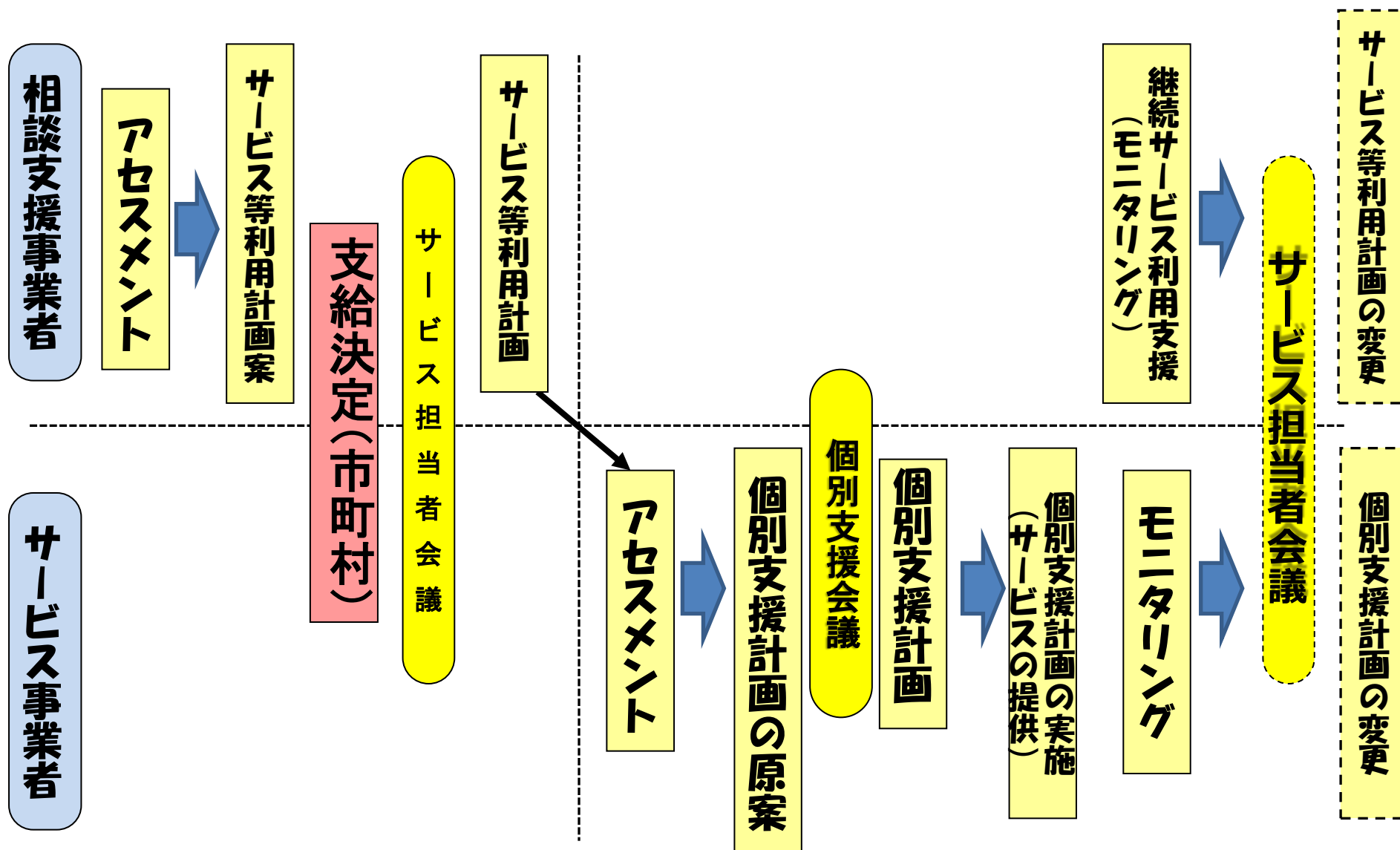
(内容)

1. サービス等利用計画と個別支援計画の関連性、そのために相談支援専門員とサービス管理責任者の役割・連携について学ぶ。
2. サービス管理責任者の役割としての、他の従業者に対する技術指導又は助言の方法としてスーパーバイズの技術等を学ぶ。
2. サービス等利用計画との連携のために相談支援(ケアマネジメント)について理解する。
3. サービス等利用計画と個別支援計画の調整・連携に関して、虐待防止等を通して、サービス担当者会議や自立支援協議会等を活用することを学ぶ。

障害者総合支援法のサービス提供 (地域生活モデル・本人中心の支援・チーム支援)



指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障害福祉サービス事業者の関係



個別支援計画の特徴

サービス管理責任者等の業務内容

(療養介護の例)

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日 厚生労働省令第171号)

第3章 療養介護

第50条(従業者の員数)

- 四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業者ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる
- イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

○ (同)

(療養介護計画の作成等)

第58条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る**個別支援計画**(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「**アセスメント**」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「**モニタリング**」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に利用者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

○ (同) 第59条(サービス管理責任者の責務)

サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 3 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

話しやすい雰囲気

聴く

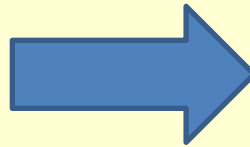
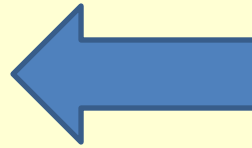
話す

- ・受理
- ・容解析
- ・分



サービス管理責任者

- ・質問
- ・承認
- ・提案



従業者

- ・思考
- ・選択

- ・言葉にし、それを自ら聞くことで問題を整理

コメント

スーパービジョンの三者関係

スーパーバイザー
(指導者)

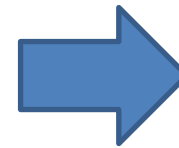


- ①管理的機能
- ②教育的機能
- ③支持的機能



指導(スーパービジョン)

スーパーバイジー
(指導を受ける者)



支援



クライアント

スーパービジョンとは

「援助者の専門的実践についての指導・調整・教育・評価する立場にある機関の管理運営責任を持つ職員(スーパーバイザー)が行うもので、スーパーバイザーとの信頼関係を基底にその人の仕事を管理し、教育し、支持することによって専門家としての熟成を図るものである。スーパーバイザーの究極の目的は、機関の方針と手続きに従って、利用者へのサービスが量的・質的に最高の水準となるように取り組むことである」

初心者に対するスーパービジョン

- 1. 対人支援の原則を伝える**
- 2. 全体像をとらえる**
- 3. 支援の方向を示す**
- 4. 価値や意義を指摘する**
- 5. 実践技術を伝える**
- 6. 問題解決を示唆する**
- 7. 他者との役割分担を示唆する**
- 8. 関連する情報を伝える**
- 9. 限界を設定する**
- 10. 才能を発見して強化する**

コーチング技法の導入

コーチングとは

「会話によって相手の優れた能力を引き出しながら、
前進をサポートし、自発的な行動を促すコミュニケーション・スキル」です。

それは、「答は、その人の中にある」ということが前提になります。答えをもっていると信じているからこそ、前進をサポートでき、自発的な行動を促すことができるのです。

4つのコーチング力

B 働きかける力

コメント
力

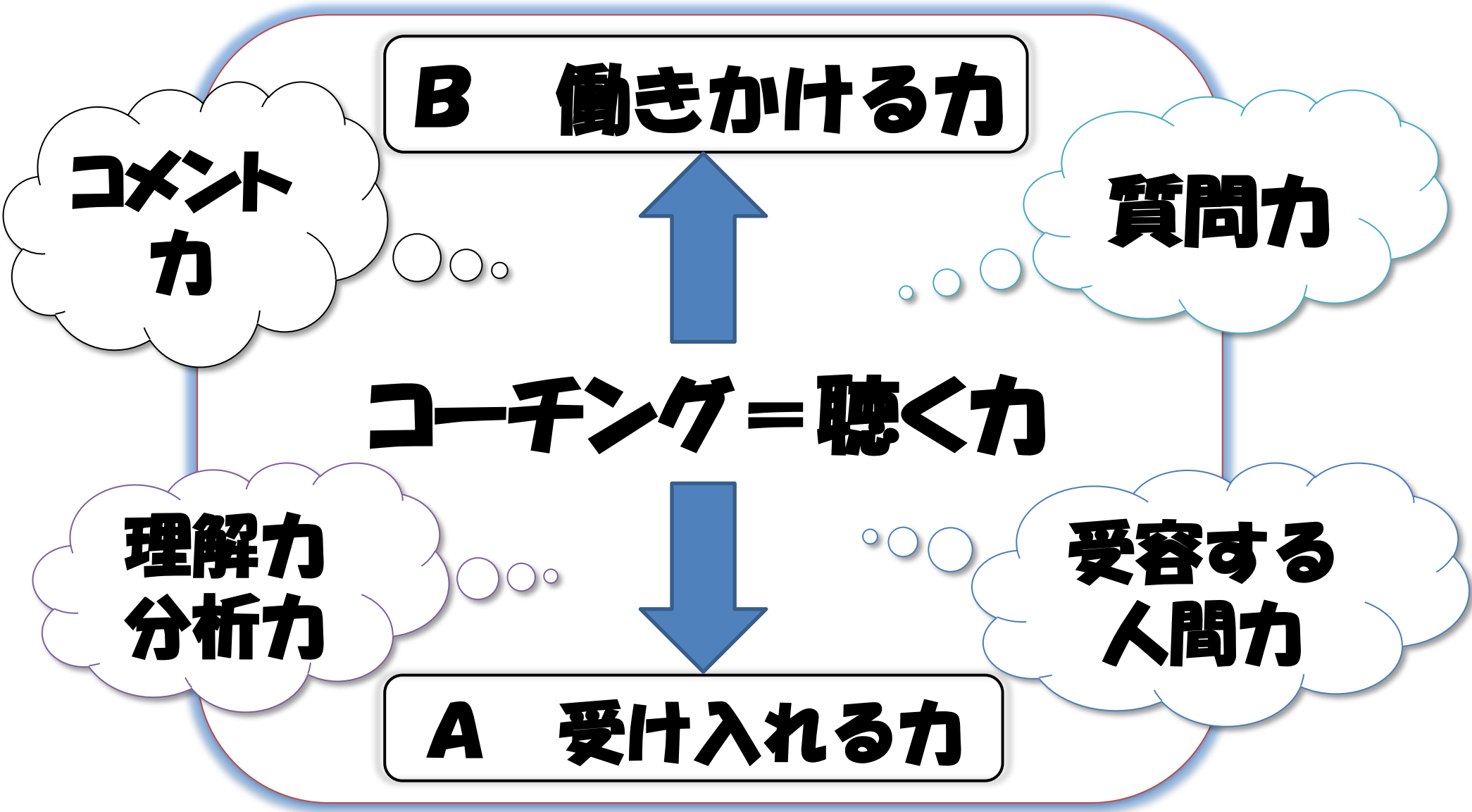
質問力

コーチング = 聴く力

理解力
分析力

受容する
人間力

A 受け入れる力



相談支援について

障害者への相談支援の経緯

1995 (H7.12)

「障害者プラン
～ノーマライゼーション7カ年戦略～」

(H8～H14)

＜総合的な支援体制の整備VI-5＞

「身近な地域において、障害者に対して
総合的な相談・生活支援・情報提供を行う
事業を、概ね人口30万人当たり2ヶ所ずつを
目標として設置する」

H 8 ケアガイドライン試行事業

H 9 障害別ケアガイドライン指導者養成
研修カリキュラム作成

H10～指導者養成研修開始、都道府県研修

H14 障害者ケアガイドライン

(ケアマネジメントの重要性)

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆措置から契約へ
相談支援事業一般財源化
- ◆国の補助事業から市町事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
- ◆サービス利用計画（作成費）⇒一部重度の障害者等のみ

平成23年8月障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の 提言

（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）

平成24年 障害者自立支援法改正→総合支援法へ

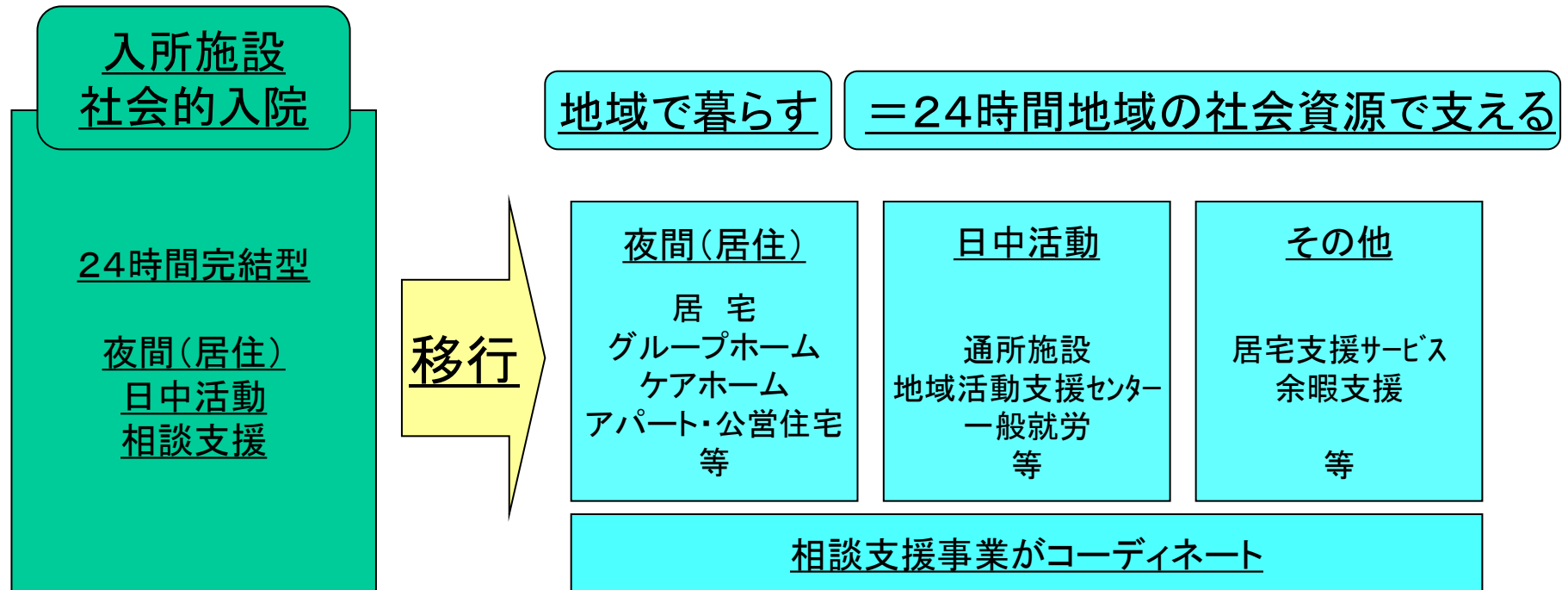
- ◆相談支援体系の見直し
⇒特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援の創設
- ★サービス等利用計画⇒障害福祉サービスを利用するすべての障害児者

障害者ケアマネジメントガイドライン

(平成12年3月31日厚生省障害保健福祉部)

障害者ケアマネジメントとは、障害者の地域生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発をも推進する援助方法である。

障害者の地域生活移行支援

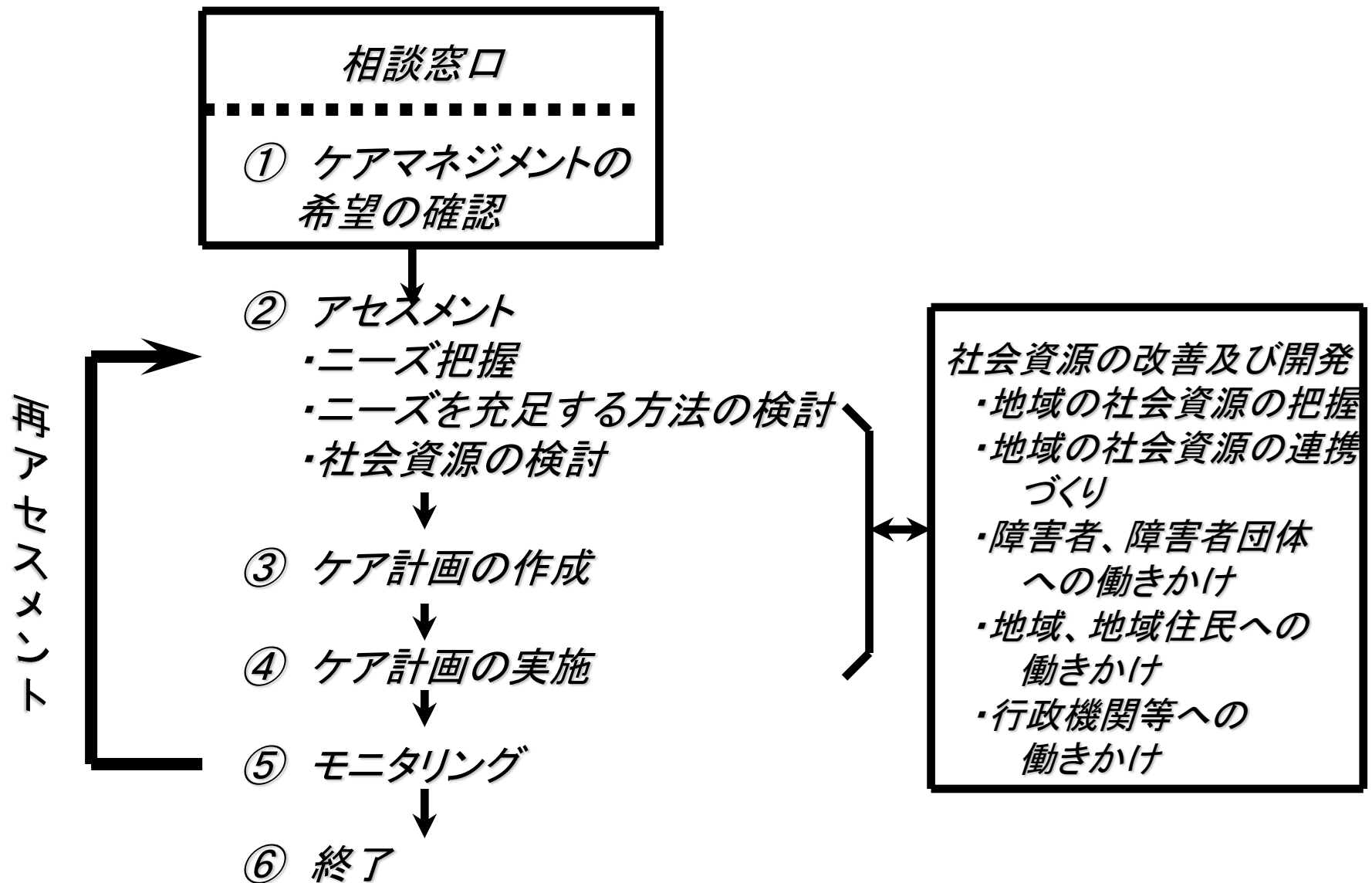


※障害者ケアマネジメントの役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。

そして、それを具体的に行うのが、**相談支援事業**であり、その中核的役割をなすのが**地域自立支援協議会**の使命である。

障害者ケアマネジメント過程の概略図

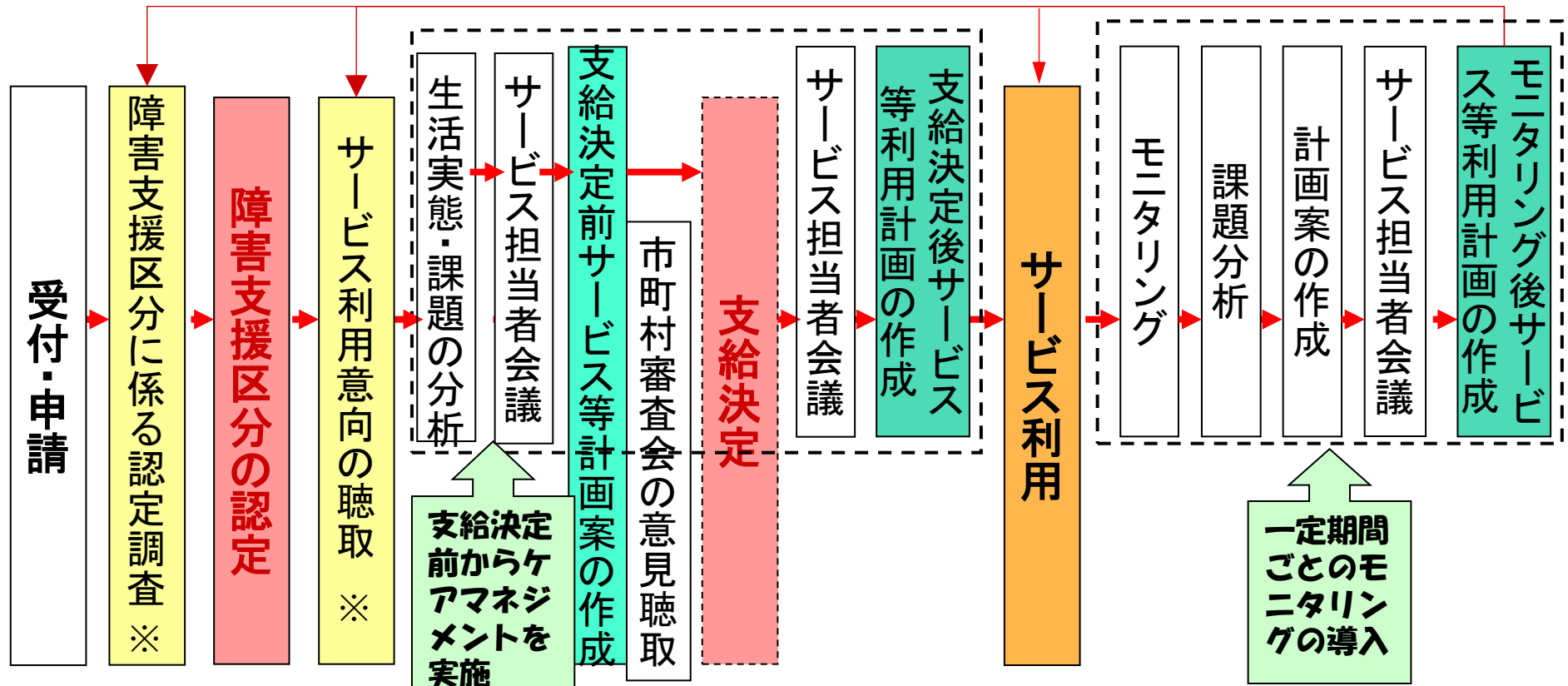


平成24年度4月以降のサービス利用手続き

平成24年度4月以降

- サービス等利用計画作成を支給決定前とする。市町村は、生活実態やニーズに基づき作成されたサービス等利用計画作成案に基づき支給決定を行うこととなる。
- サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施する。

【見直した後の一連のプロセス】



全ての利用者について計画相談支援等が行われることを 原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】 * 記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

(1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること

(2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながる事

(3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

○各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。

○そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

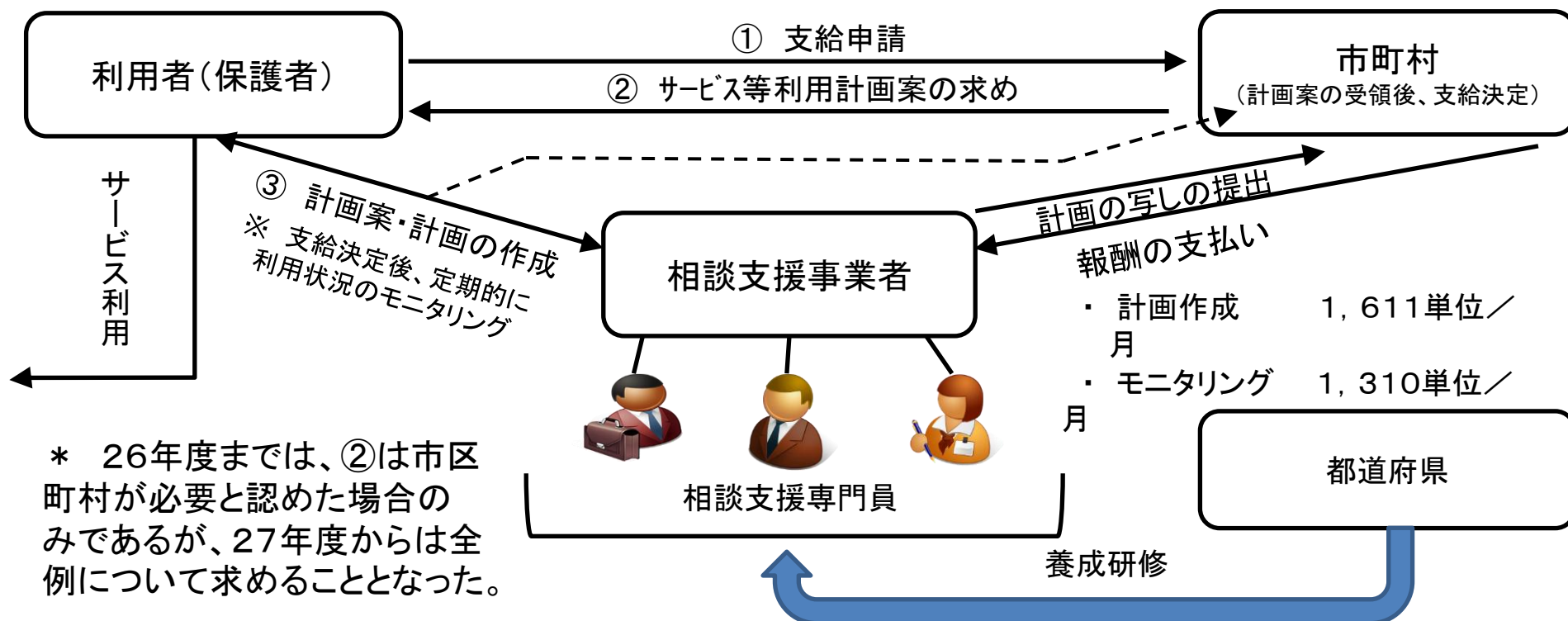
計画相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

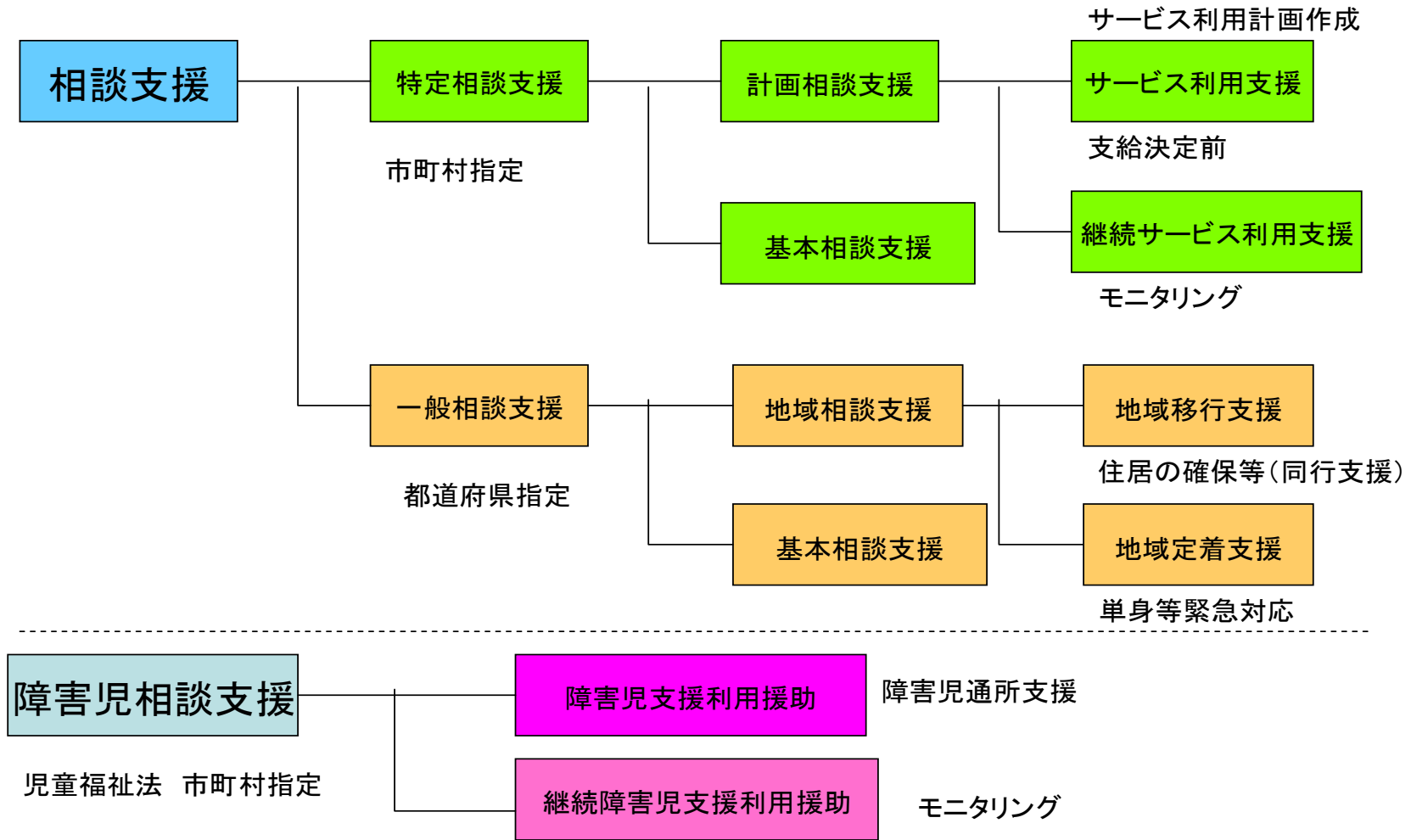
（利用プロセスのイメージ）



相談支援の3要素と行政の関与



自立支援法改正後の相談支援体制図



※自立支援法のサービスは自立支援法の相談支援

相談支援の流れ（イメージ）

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村か基幹相談支援センターにまずは相談します。

相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

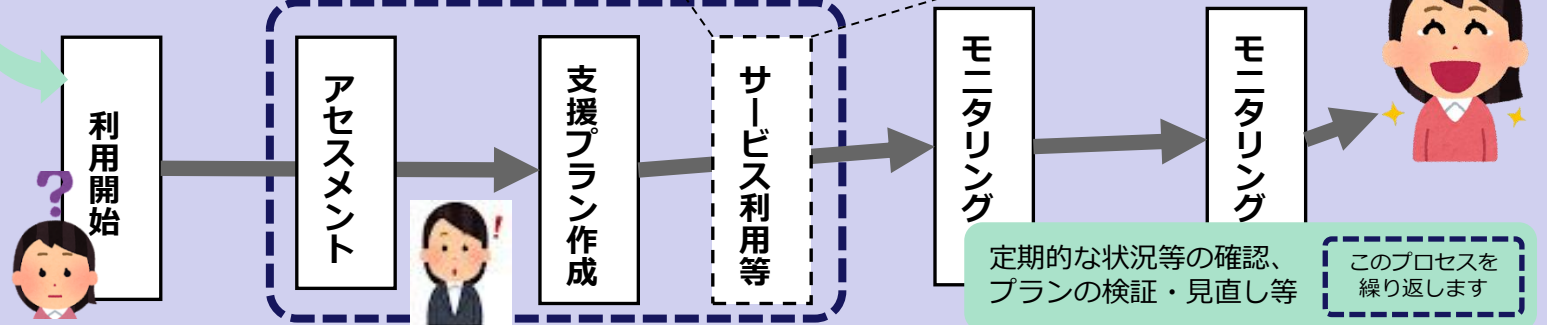
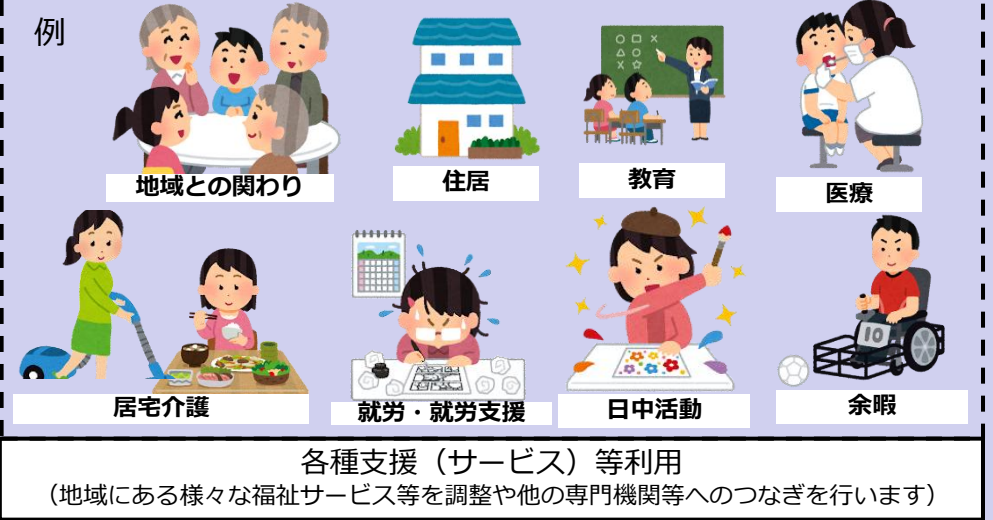
障害福祉サービス等を利用しない場合



障害福祉サービス等を利用する場合



例



計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ①ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
- ②面談や同行等をしてしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
- ③利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。

このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

現行の相談支援体制の概略

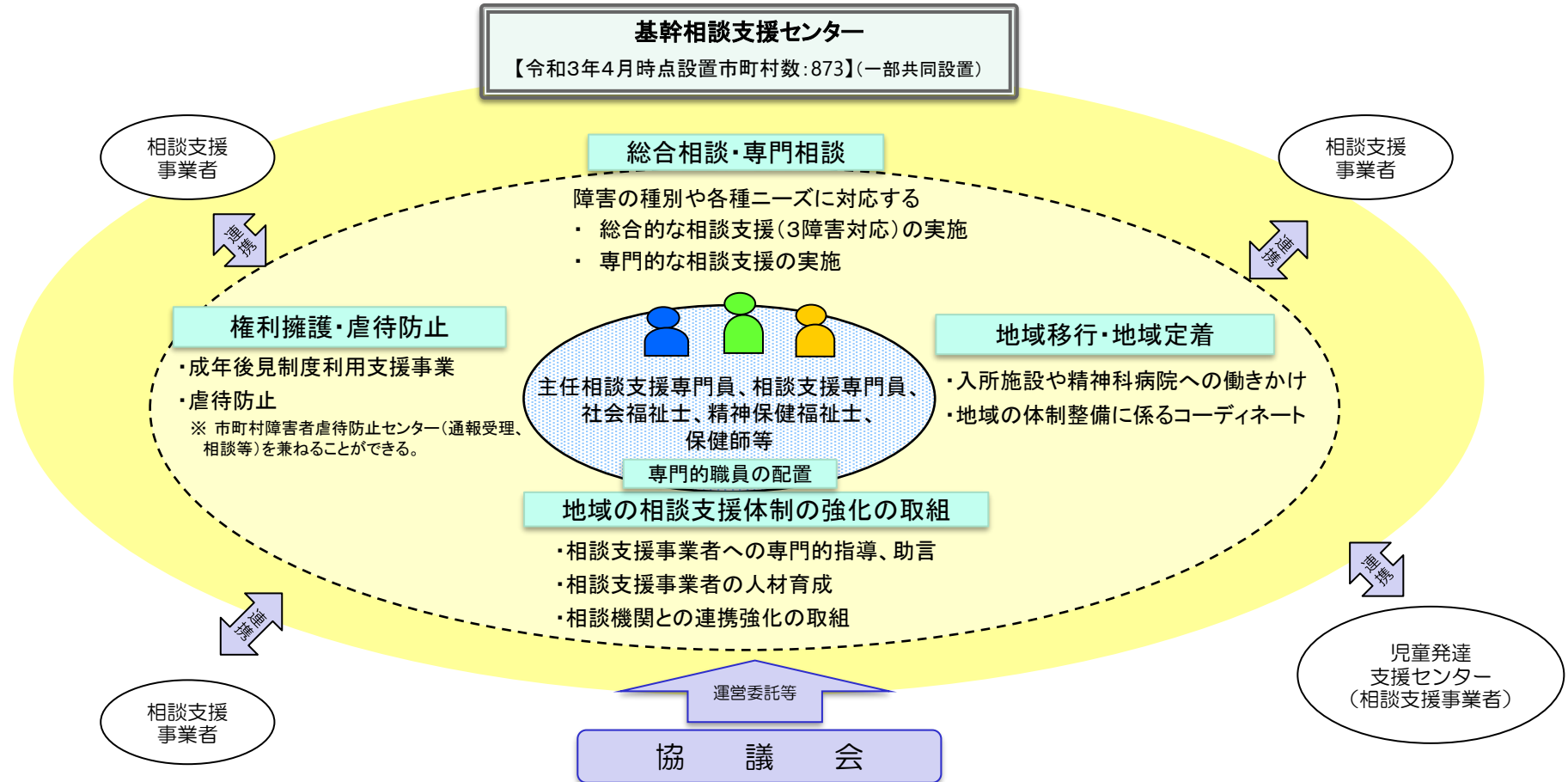
相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 687市町村 (H31. 4) 39% 778市町村 (R2. 4) 45% 873市町村 (R3. 4) 50% ※箇所数は1,100ヶ所 (R3. 4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,576市町村 (91%) ■ 単独市町村で実施 1,042市町村 (60%) ※R3. 4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,202ヶ所 (H31. 4) 22,453人 10,563ヶ所 (R2. 4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3. 4) 25,067人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,157ヶ所 (20%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,377ヶ所 (H31. 4) 3,551ヶ所 (R2. 4) 3,543ヶ所 (R3. 4)

現行の基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



重層的な相談支援体制

＜第3層＞

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

＜第2層＞

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

＜第1層＞

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

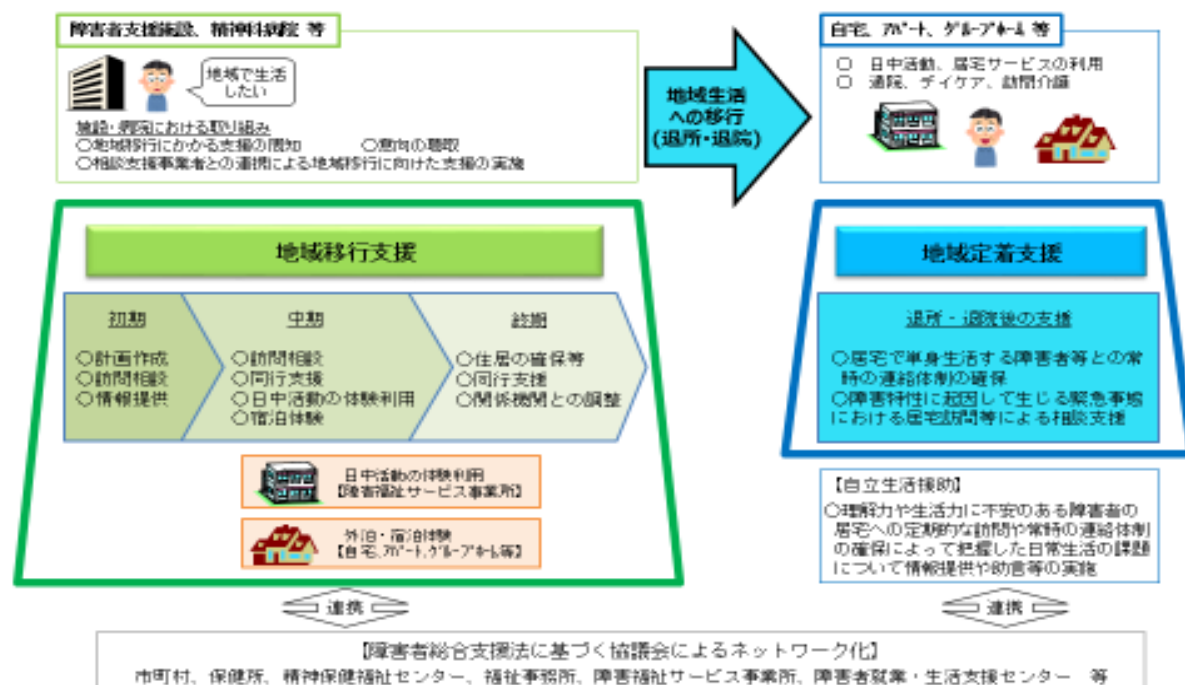
主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）



	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	329事業所	499事業所
利用者数	620人	3,107人

国保連平成30年8月実績

報酬単価

（地域移行支援）

- ・地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,044単位/月
- 〃 （Ⅱ） 2,336単位/月

- ・初回加算 500単位/月
（利用を開始した月に加算）

- ・集中支援加算 500単位/月
（月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算）

- ・退院・退所月加算 2,700単位/月
（退院・退所月に加算）

- ・障害福祉サービス事業の体験利用加算
（障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算）
- 開始日～5日目 500単位/日
- 6日目～15日目 250単位/日

- ・体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位/日
- 〃 （Ⅱ） 700単位/日
（一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合）

- ・特別地域加算 +15/100
（中山間地域等に居住している者に対して支援した場合）

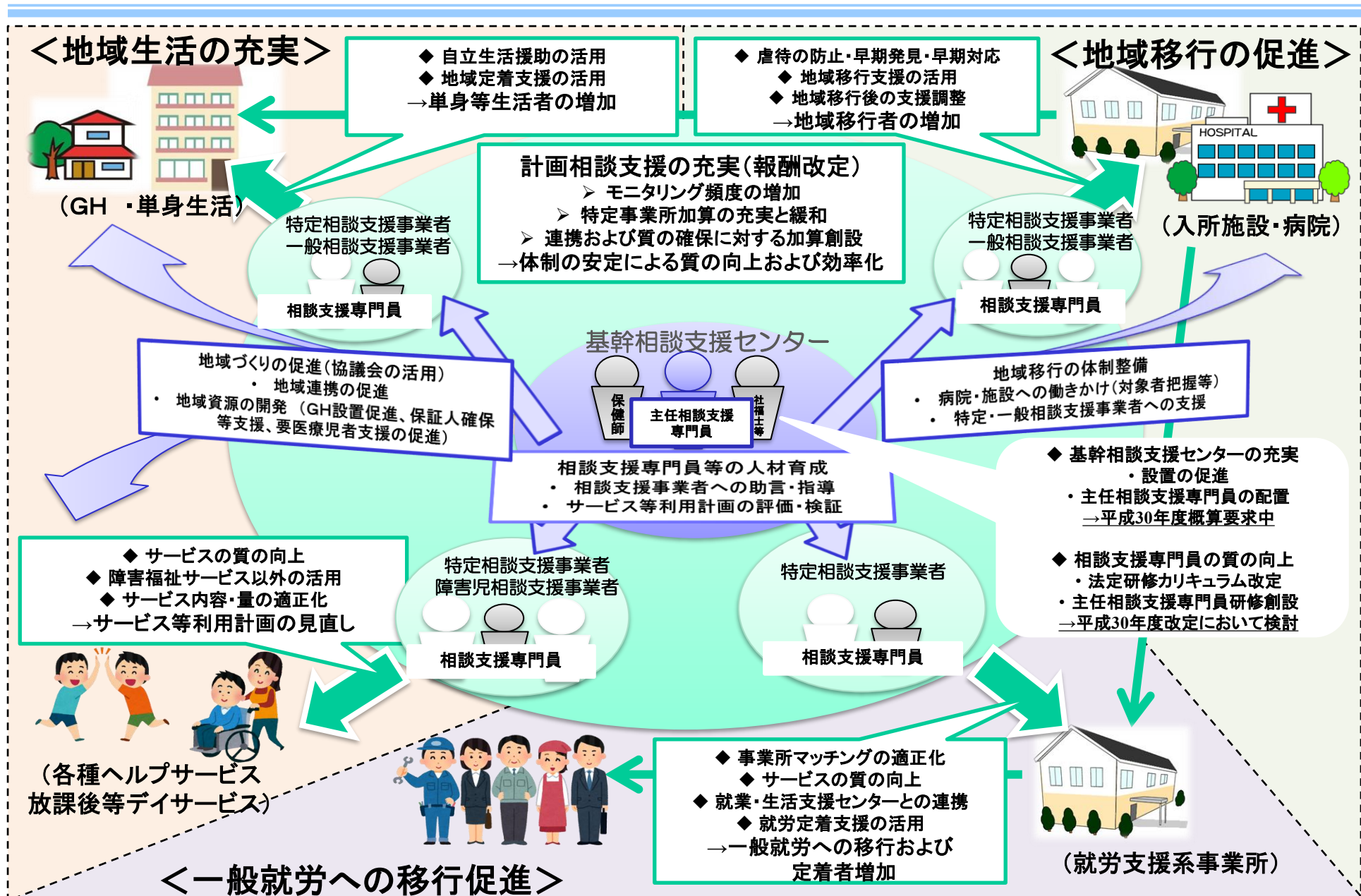
（地域定着支援）

- ・地域定着支援サービス費

- 体制確保費 304単位/月
- 緊急時支援費（Ⅰ） 709単位/日
- 〃 （Ⅱ） 94単位/日

- ・特別地域加算 +15/100

相談支援の体制充実及び質の向上による効果(イメージ)



障害者相談支援事業

地域生活支援事業実施要綱より抜粋

<事業概要>

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

<実施主体>

市町村（指定相談支援事業者又は指定慰安相談支援事業者への委託も可）

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等をを行うことが適当。

<事業の具体的内容>

- ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ②社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- ③社会生活力を高めるための支援
- ④ピアカウンセリング
- ⑤権利の擁護のために必要な援助
- ⑥専門機関の紹介

等

計画相談支援における連携に関する責務

計画相談支援事業者は、適切な相談支援が提供するため他機関との連携を図るよう努めることや、その上での具体的な業務上の責務が定められている。障害福祉分野では利用者のニーズや心身の状況、ライフステージ等により連携を求められる機関等が多様であることから、保健医療のみならず多様な分野との連携について責務が課されている。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準)

計画相談支援事業を実施するに当たっての基本方針（第2条より抜粋）

- 3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、**適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス**（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

指定計画相談支援の具体的取扱方針（第15条第2項より抜粋）

（サービス担当者会議の実施）

- 十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

（サービス等利用計画の交付）

- 十三 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携



○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供



オンラインの利活用も可能

○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



地域における連携体制の構築



○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

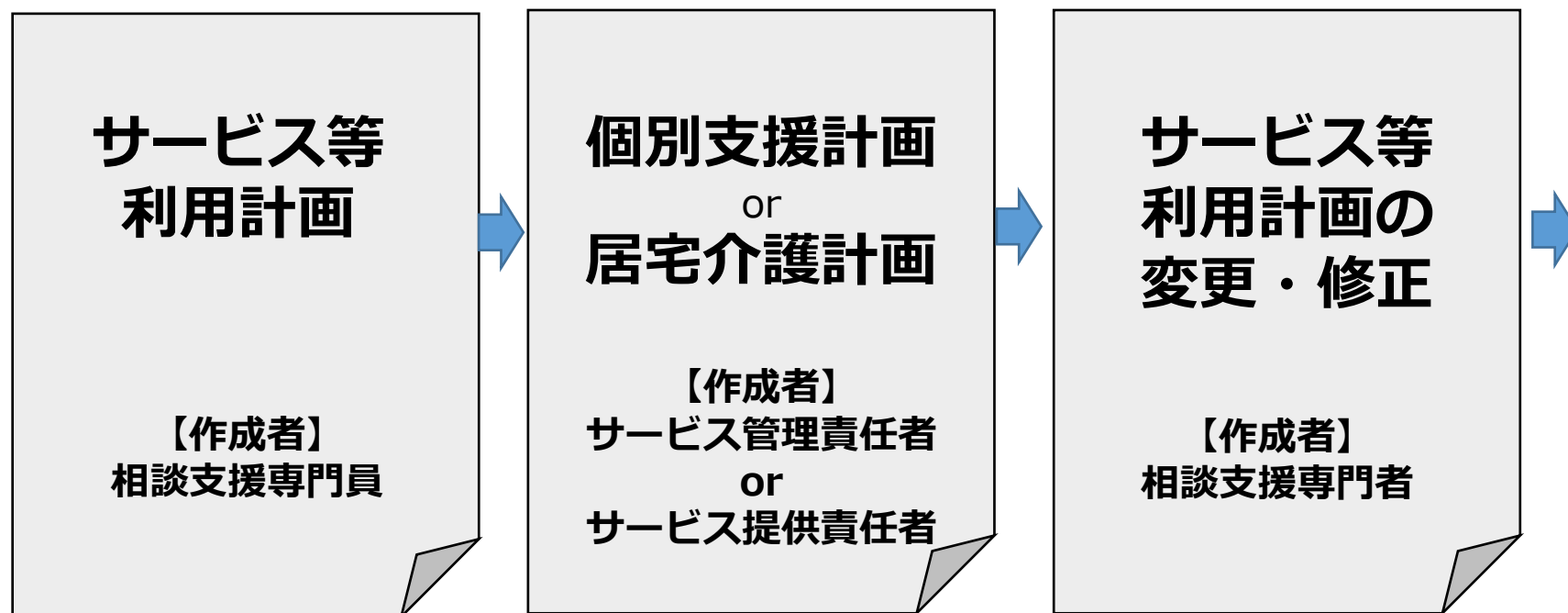
○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

サービス等利用計画と個別支援 計画の関係

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

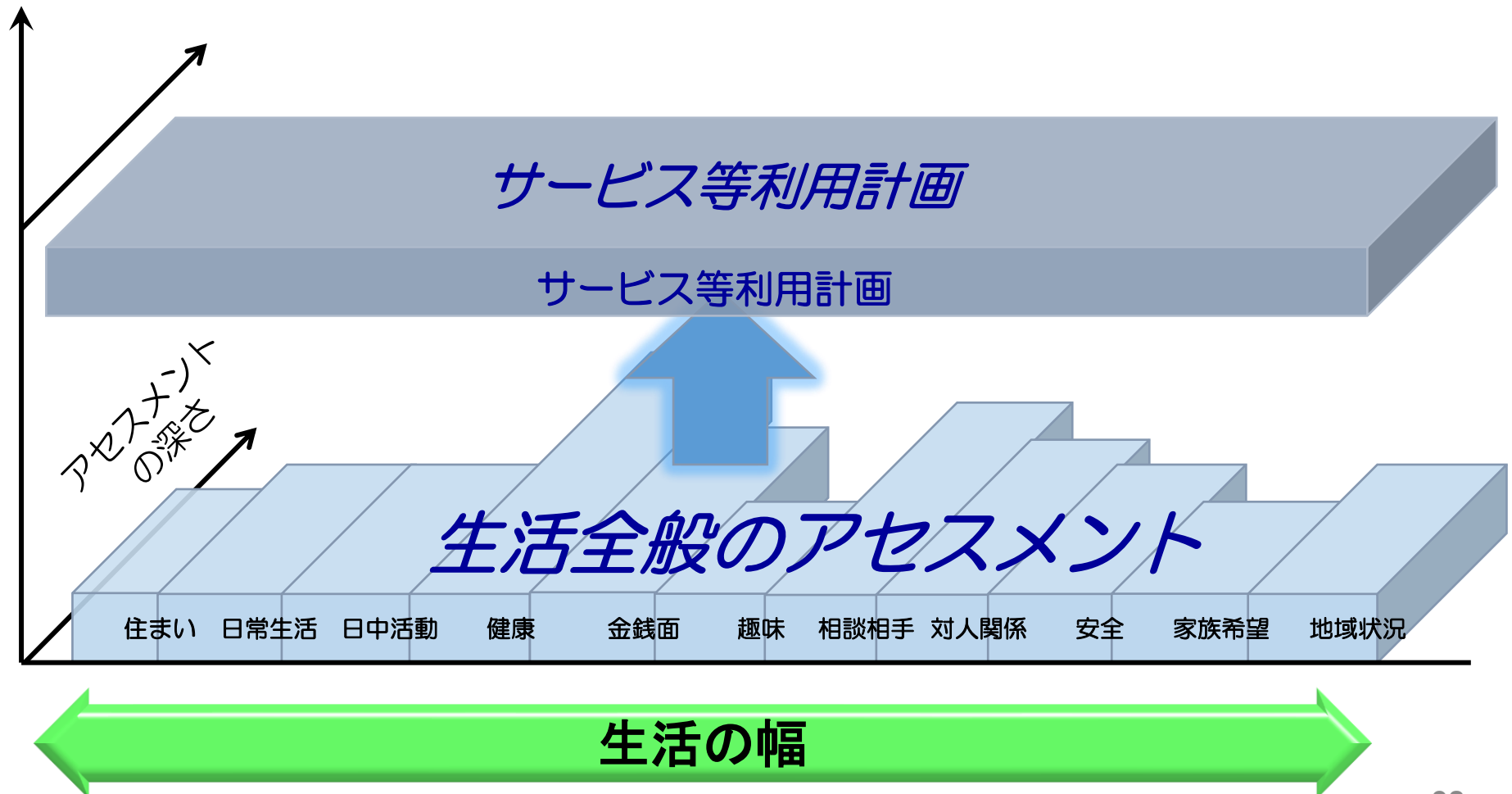


- 利用者のニーズの変化に応じた細かな支援の**変更**が必要
- そのために、支援会議が重要になる

(相談支援専門員が作成する) サービス等利用計画

【サービス等利用計画】

生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したもの
(相談支援専門員によるサービスを繋ぐ支援)

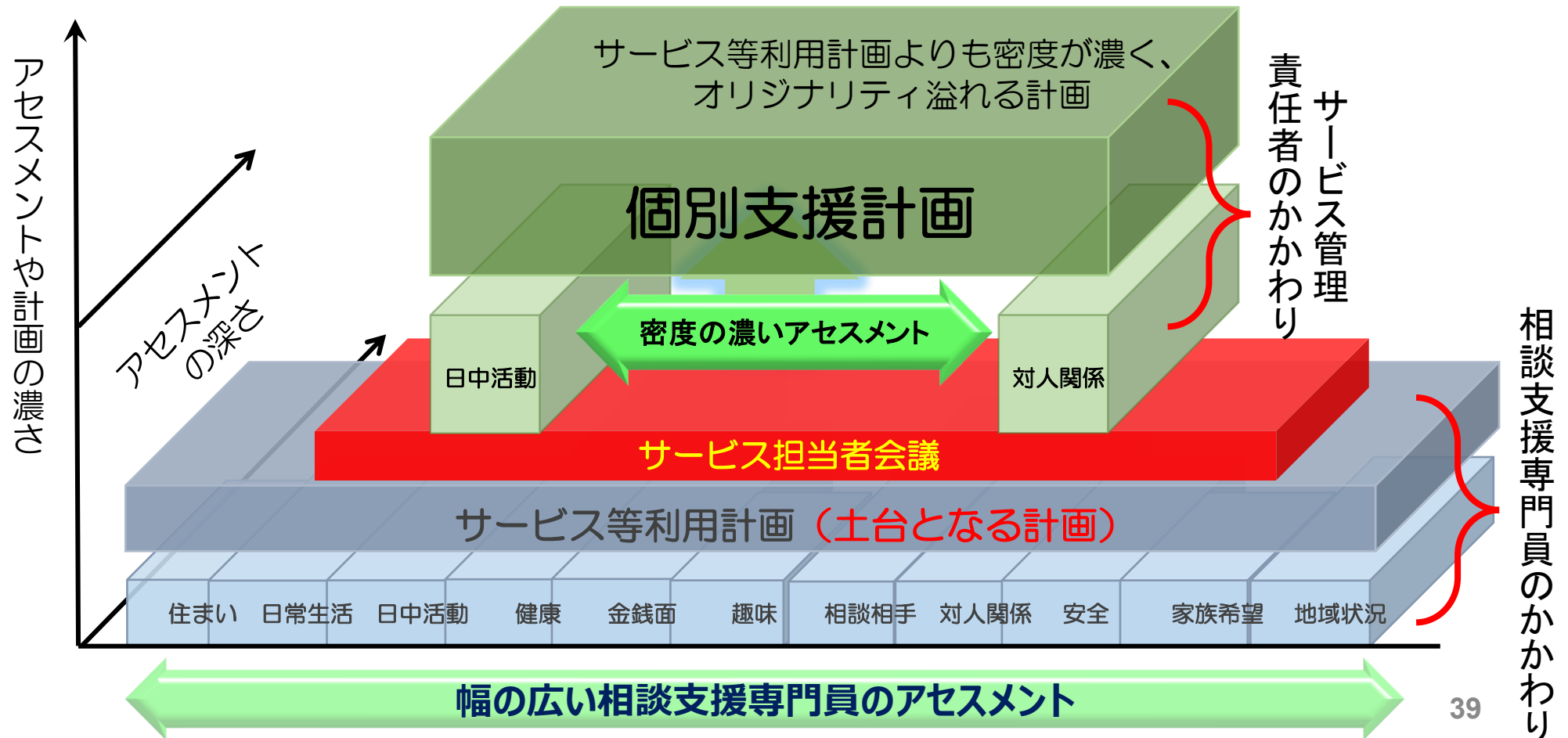


(サービス管理責任者が作成する) 個別支援計画

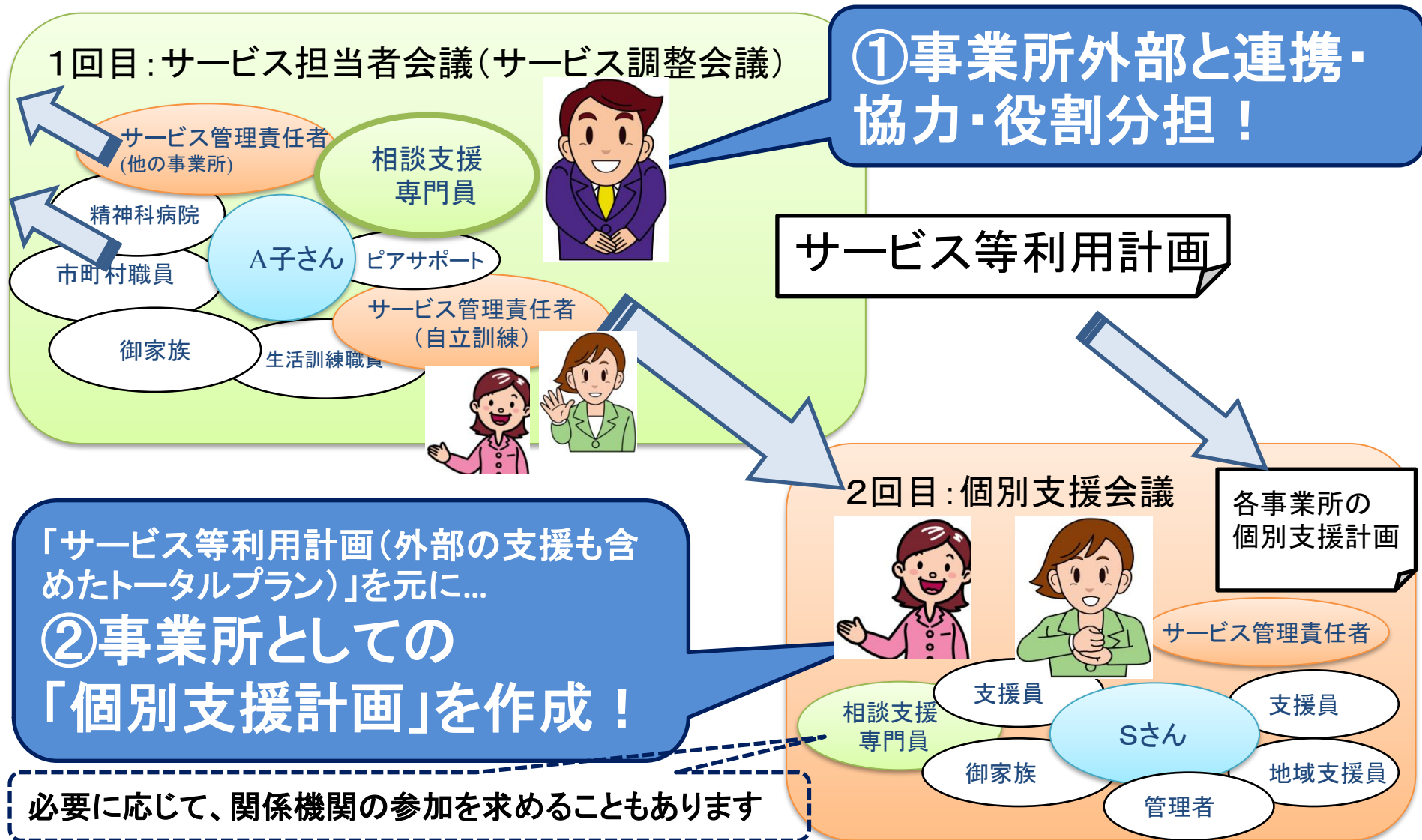
【個別支援計画】

必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの

(サービス管理責任者による深める支援)



外部とつながる「サービス担当者会議」と 内部で深める「個別支援会議」



「サービス等利用計画」と「個別支援計画」

サービス等利用計画

サービス等利用計画表

1

利用者氏名: SN さん 記入年月日: 〇年〇月〇日

到達目標

(1)長期(内容及び期間等)
「ああああああああああああああああああああ」「いはいはいはいはいはいはいはいはいはい」

(2)短期(内容及び期間等)
「うううううううううううううううう」「ええええええええええええ」「おおおおおおおおおお」

具体的な到達目標及び支援計画等

具体的な到達目標	支援内容 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者・概要等)	優先 順位
あいうえお	ああああああああああああああああああああ	現在～2か月間 毎日、食後と夕食後	GH・CH世話人	3
かきくけこ	いはいはいはいはいはいはいはいはいはいはい	現在～2か月間 週に1回	自立訓練事業所	4
さしすせそ	うううううううううううううううううううううう	現在～1か月間 毎週月、1～2時間	障害福祉事業所	2
たちつてと	ええええええええええええええええええええええ	現在～2か月間 隔週の1回	相談支援事業所	7
なにぬねの	おおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	現在～2か月間 週に1回	GH・CH生活支援員	5
ほひふへほ	ああああああああああああああああああああああ	現在～1か月間 日曜を調整して連日	市町村担当者(行政) 相談支援事業所	1
まみむめも	いはいはいはいはいはいはいはいはいはいはい	現在～2か月間 見守りは毎日、確認は週に1回	GH・CH世話人	6

①サービス管理責任者も出席したサービス担当者会議で、総合的な支援計画である（フォーマル・インフォーマル両方の）「サービス等利用計画」が作成される。それに基づき…

2

グループホーム・ケアホーム事業所で行う個別支援計画

利用者氏名: 記入年月日: /

到達目標

(1)長期(内容及び期間等)

(2)短期(内容及び期間等)

具体的な到達目標及び支援計画等

具体的な到達目標	支援内容 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	担当者	優先 順位

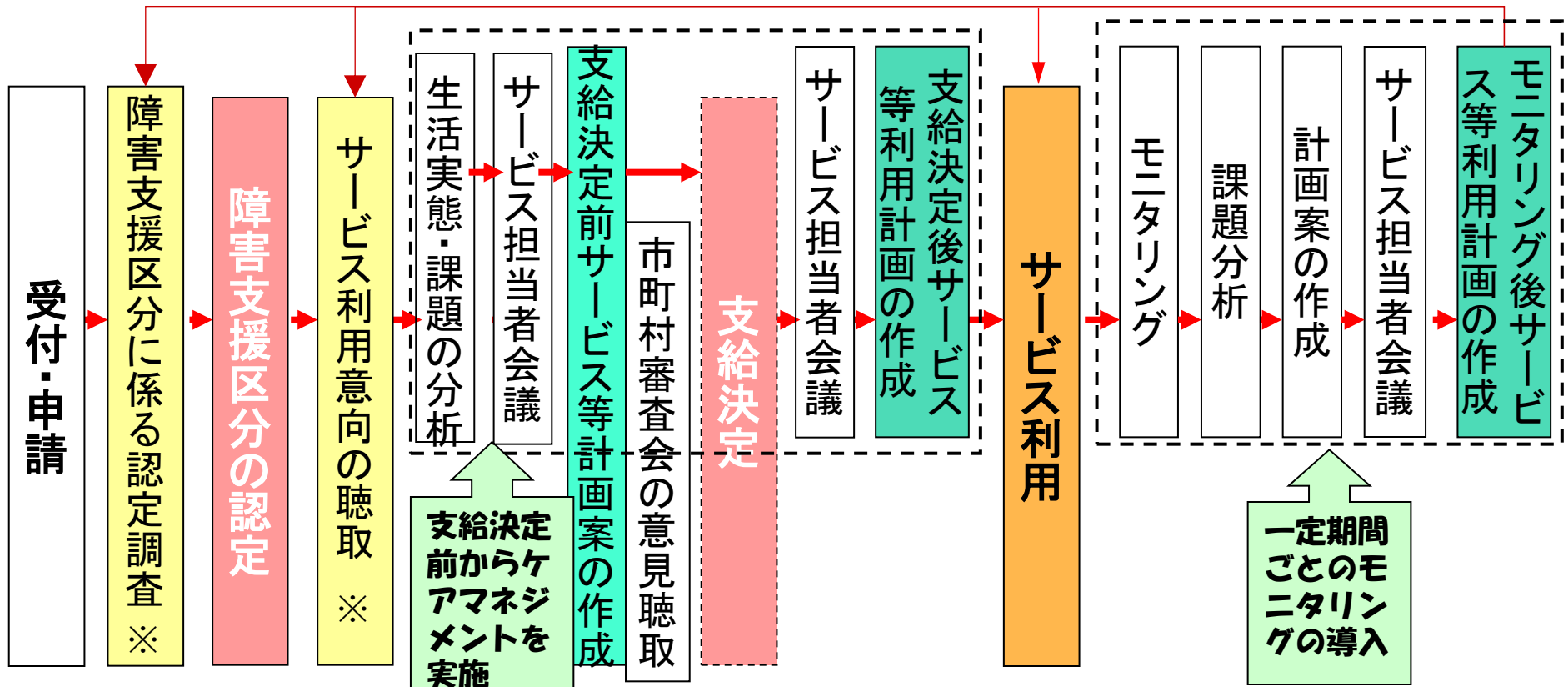
②サービス管理責任者は事業所で個別支援会議を開き、支援計画をより具体化して共有し、事業所独自の支援計画を加え「個別支援計画」を作成する。

モニタリングを通して、①と②は相互に影響しあう関係である。

サービス利用の過程における連携の必要性

- サービス等利用計画案の作成を支給決定前とする。市町村は、生活実態やニーズに基づき作成されたサービス等利用計画案に基づき支給決定を行うこととなる。
- サービス等利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズを満たすために適合しているかを確認する → 一定期間ごとのモニタリングの実施

【見直した後の一連のプロセス】



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

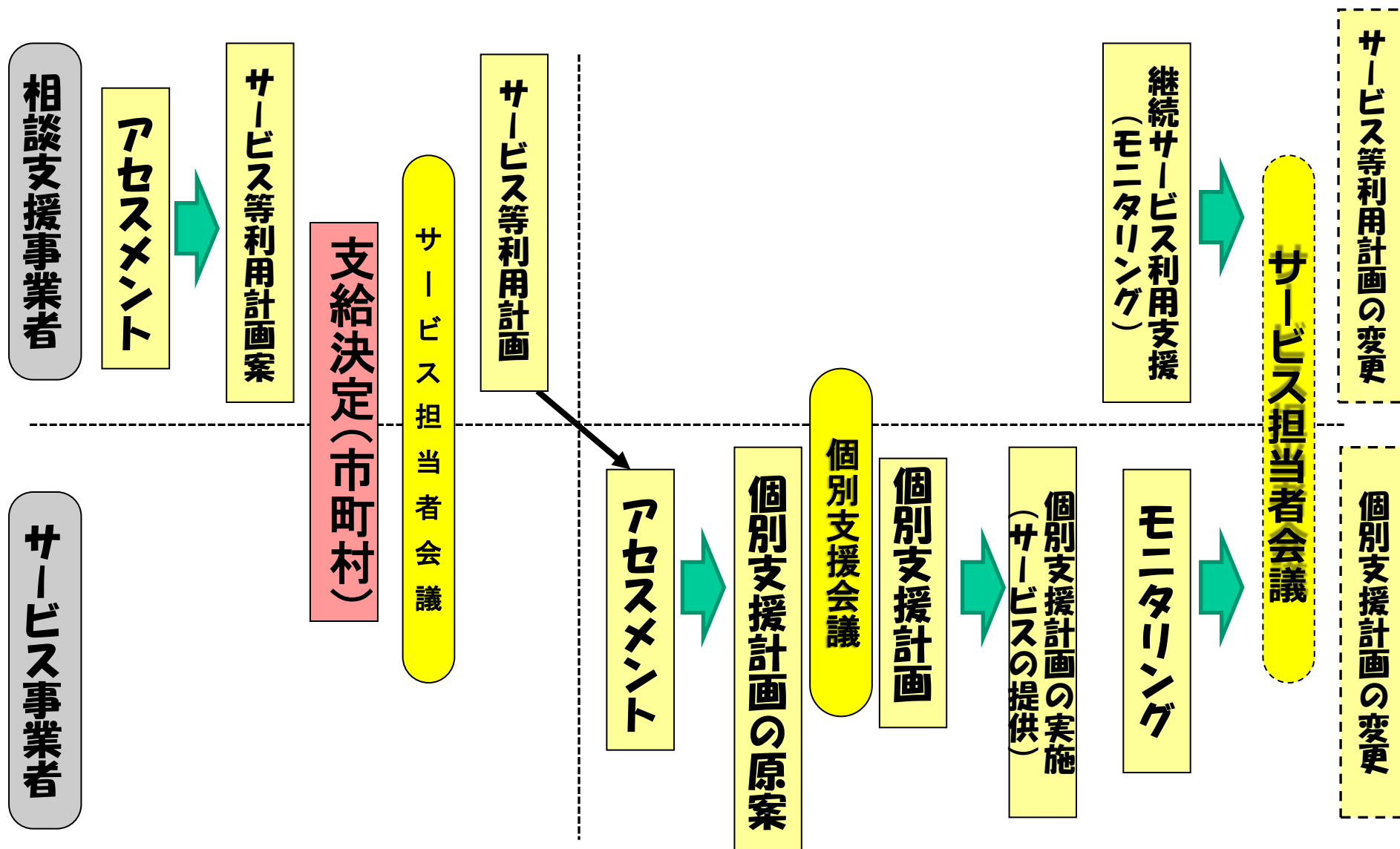
アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

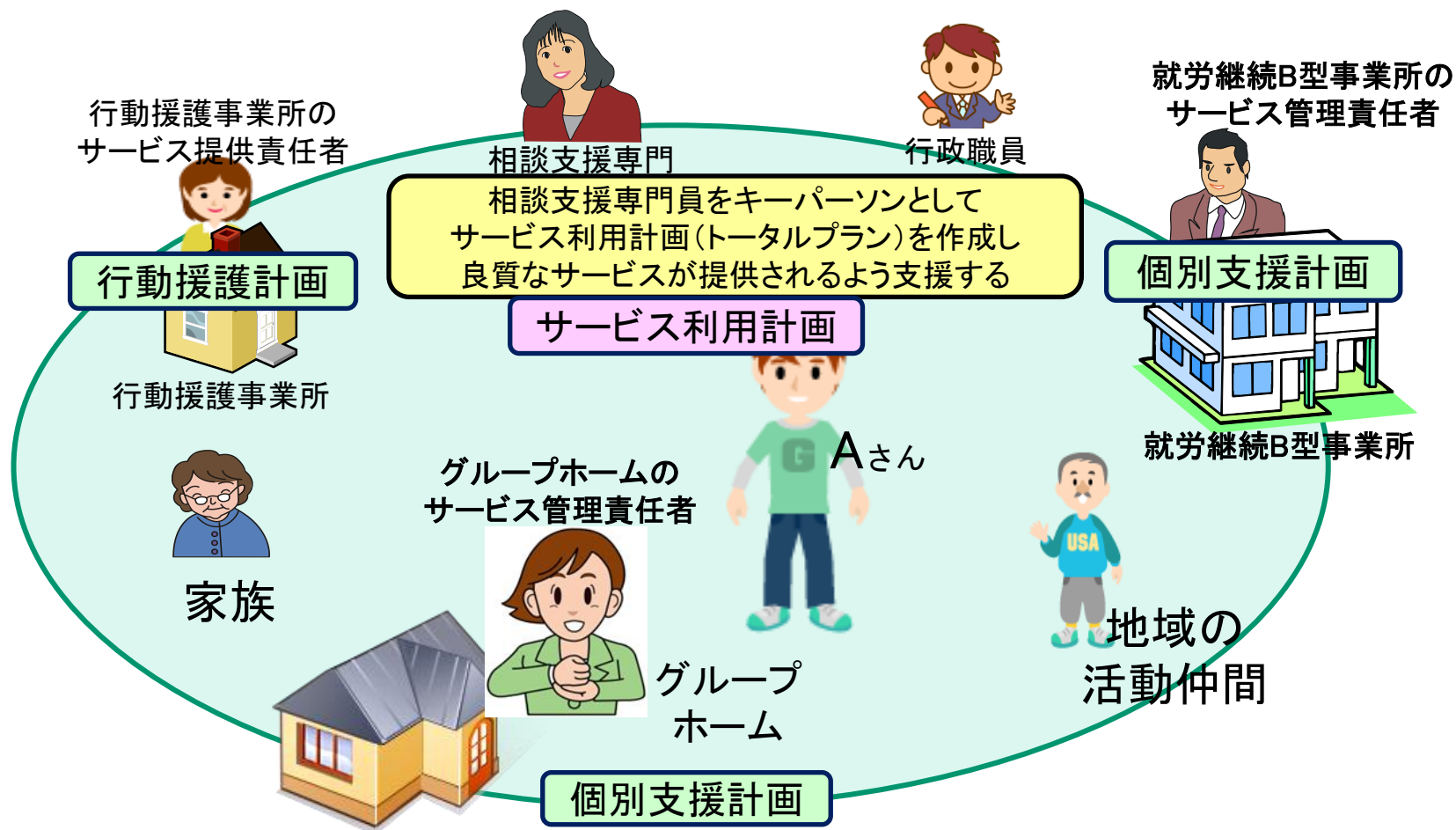
指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障害福祉サービス事業者の関係



相談支援専門員とサービス管理責任者の連携イメージ

－Aさんの事例から－

自宅からグループホームに入居して2ヶ月経ったAさん。特定のこだわり行動による混乱も徐々に解決され、生活にも慣れてきた。日中は就労継続B型事業を利用してしている。休日には行動援護を使って地域の活動への参加が始まって楽しみが増えてきた。



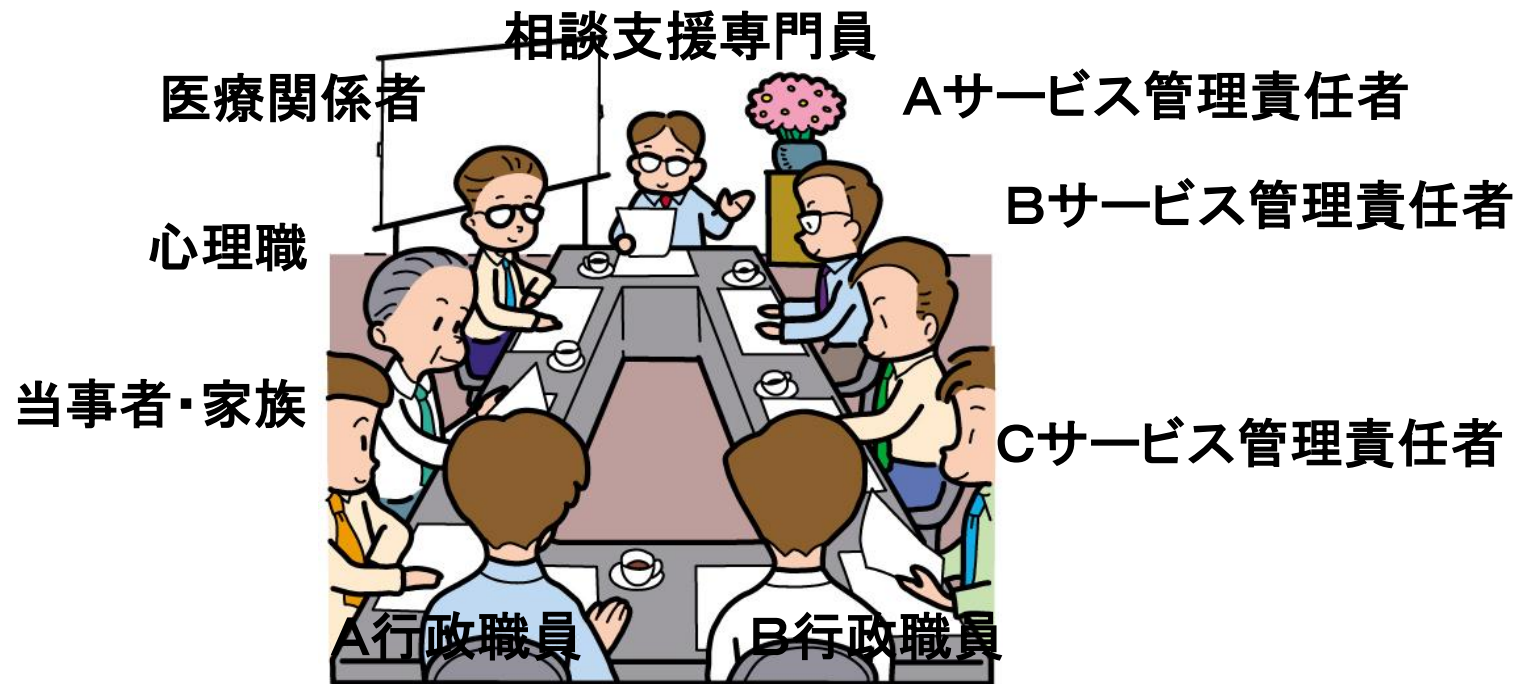
サービス管理責任者の立ち位置、 その1

(事業所内の支援会議)



サービス管理責任者の立ち位置、 その2

(地域のサービス担当者会議)



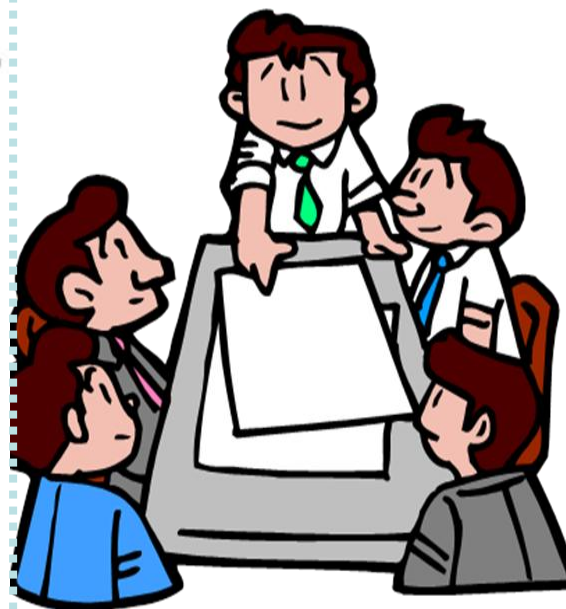
サービス管理責任者の立位置

その3



サービス担当者会議

サービス担当者会議や
事業所内の支援会議
を活用しながらサビ管
の様々な役割を果たし
ていきたいわ



支援会議

支援計画で合理的配慮を確保 (厚生労働省・福祉事業者向けガイドライン)

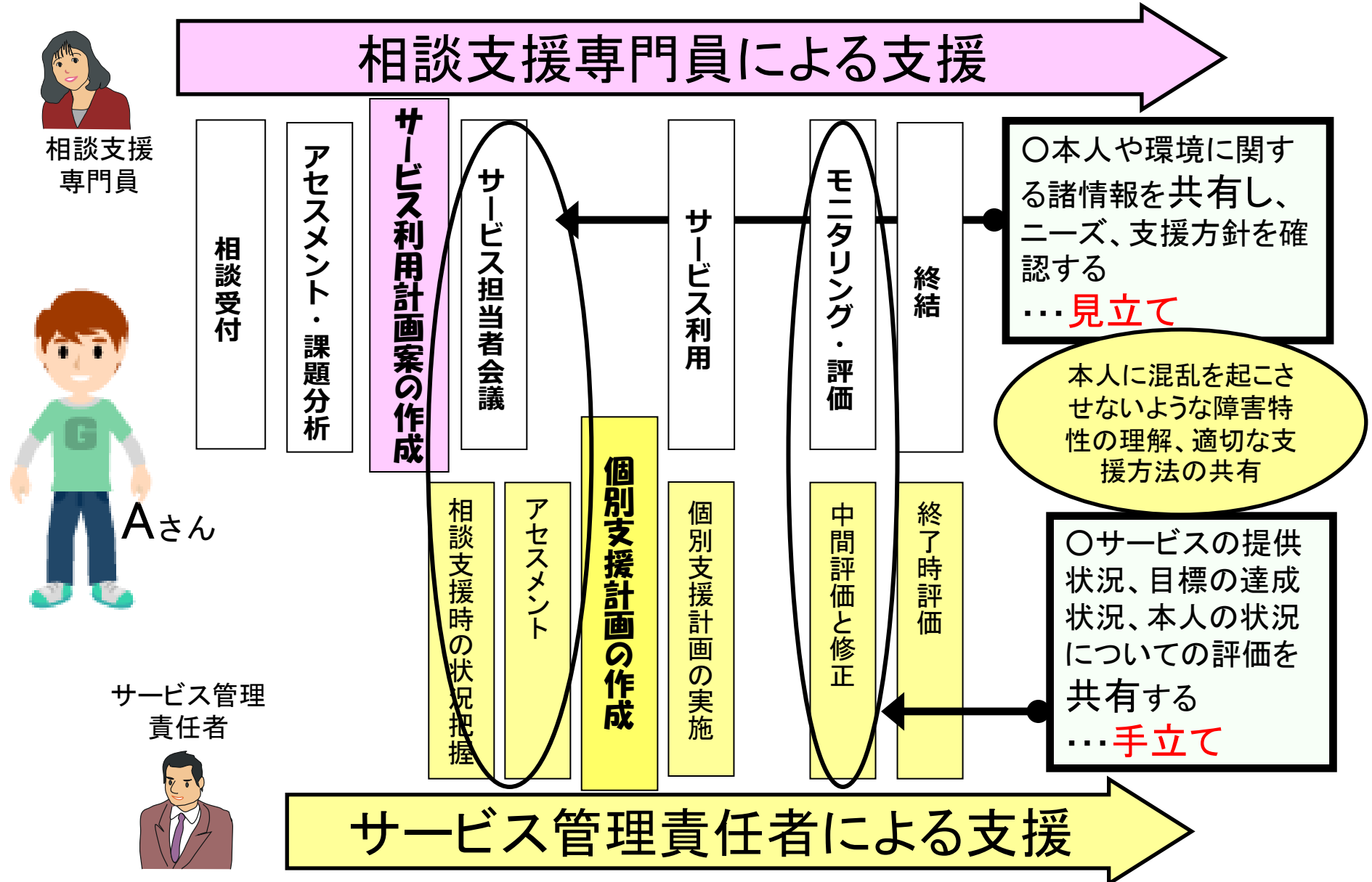
事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、次のような合理的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。**なお、合理的配慮の提供に当たっては、個別の支援計画(サービス等利用計画、ケアプラン等)に位置付けるなどの取組も望まれます。**

相談支援専門員と サービス管理責任者の連携 について

サービス管理責任者との連携イメージ

－Aさんの事例から－

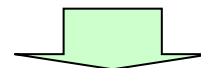
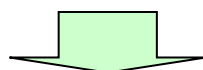


連携はなぜ必要か

運営基準の位置づけ

サービス提供のプロセス全体を管理し、

個別支援計画を作成し、質の高いサービスを提供



自己完結しないで、関係者や機関と連携して、
利用者のニーズに対する総合的な協働支援を行う

(1) 完結型支援から オープン支援へ

現在のサービス提供が施設や事業所内で完結していることの限界を見極め、施設外の事業者や関係機関との連携に踏み出す。

→ 殻を破る



(2) 個別支援計画は連携ツール

連携していくためには、共通言語としての個別支援計画が必要であること、それを関係者が一緒に作っていくことを認識する

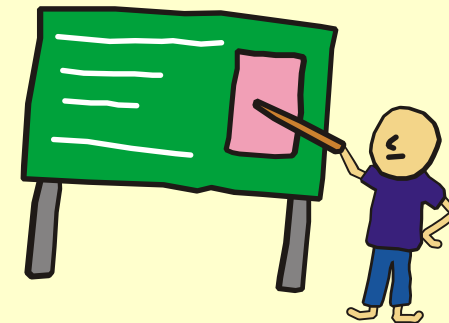
→ ツールを使いこなす



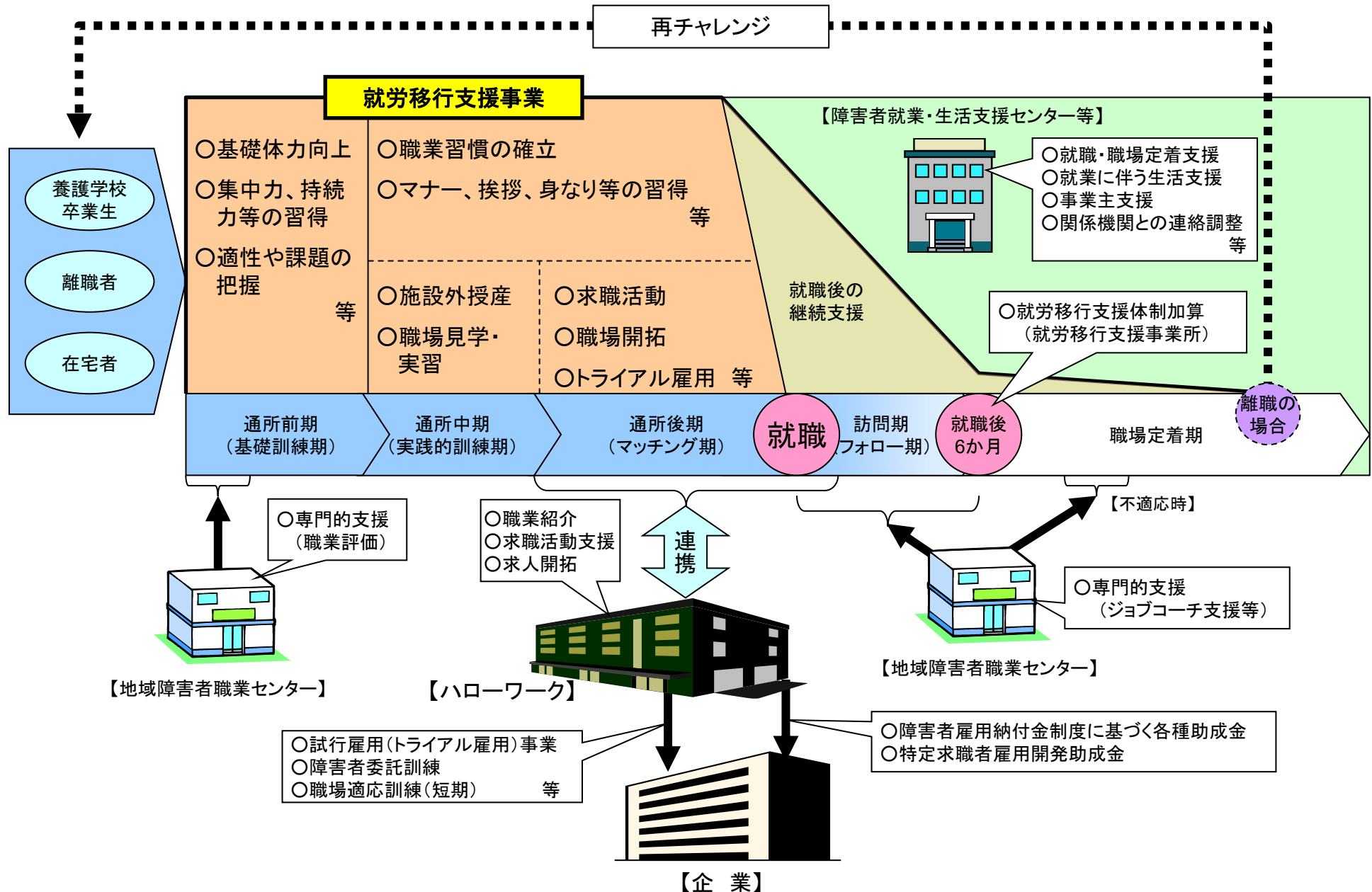
(3) 専門性を高めよう

施設外のさまざまな関係機関と連携して支援するために、対等な立場で協働していくことは、多分野協働(interdisciplinary)とよばれるが、その基盤となる専門性が必要となる。

→ 普段からの研鑽



就労移行支援事業と労働施策の連携



連携・ネットワークのポイント

- 構成員によるルール形成
- ルールの自主的遵守と割り当てられたロールの自発的遂行
- ツールの活用による情報の結合とルール及びロール機能の最大化
(高崎市の「集約シート」の活用)

(1) 連携のヒント・フットワーク

軽い「フットワーク」で、新しい場所に一步足を踏み入れる。また、「足でかせいで」即座に課題を解決する姿勢が大切

→ 足でかせぐ



(2) 連携のヒント・ネットワーク

一歩を踏み出し、顔見知りの人たちを増やし、合う都度、情報の共有化を図り、人と人とのネットワークを形成することが大切

→ 顔が見える関係



(3) 連携のヒント・チームワーク

情報を共有し合い、一緒の場において、同じ目的に向かって支援を探ることを通してチームワークが生まれる

→ 同じ方向を見る関係

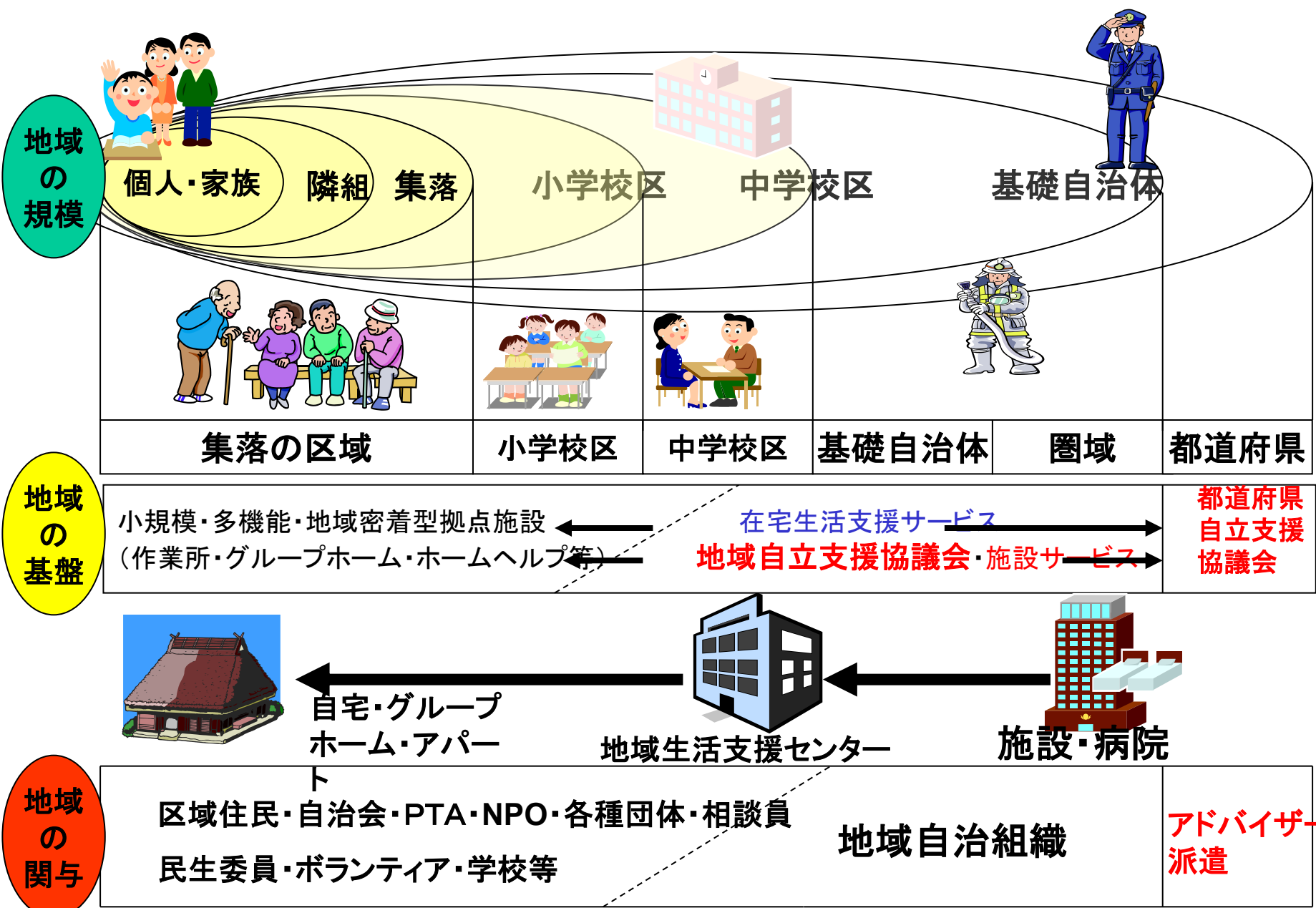


連携の発展段階を知る

- I 事業者内に留まっている
- II 外の関係者との接触がはじまる
- III 定期的情報交換等が行われる
- IV 調整がなされ役割分担も明確となる
- V ネットワークが構築され、協働が図られる

「あなたの連携はどの段階？」

地域を知る：地域のイメージ



サービス管理責任者が関係機関等 と連携するためには・・・

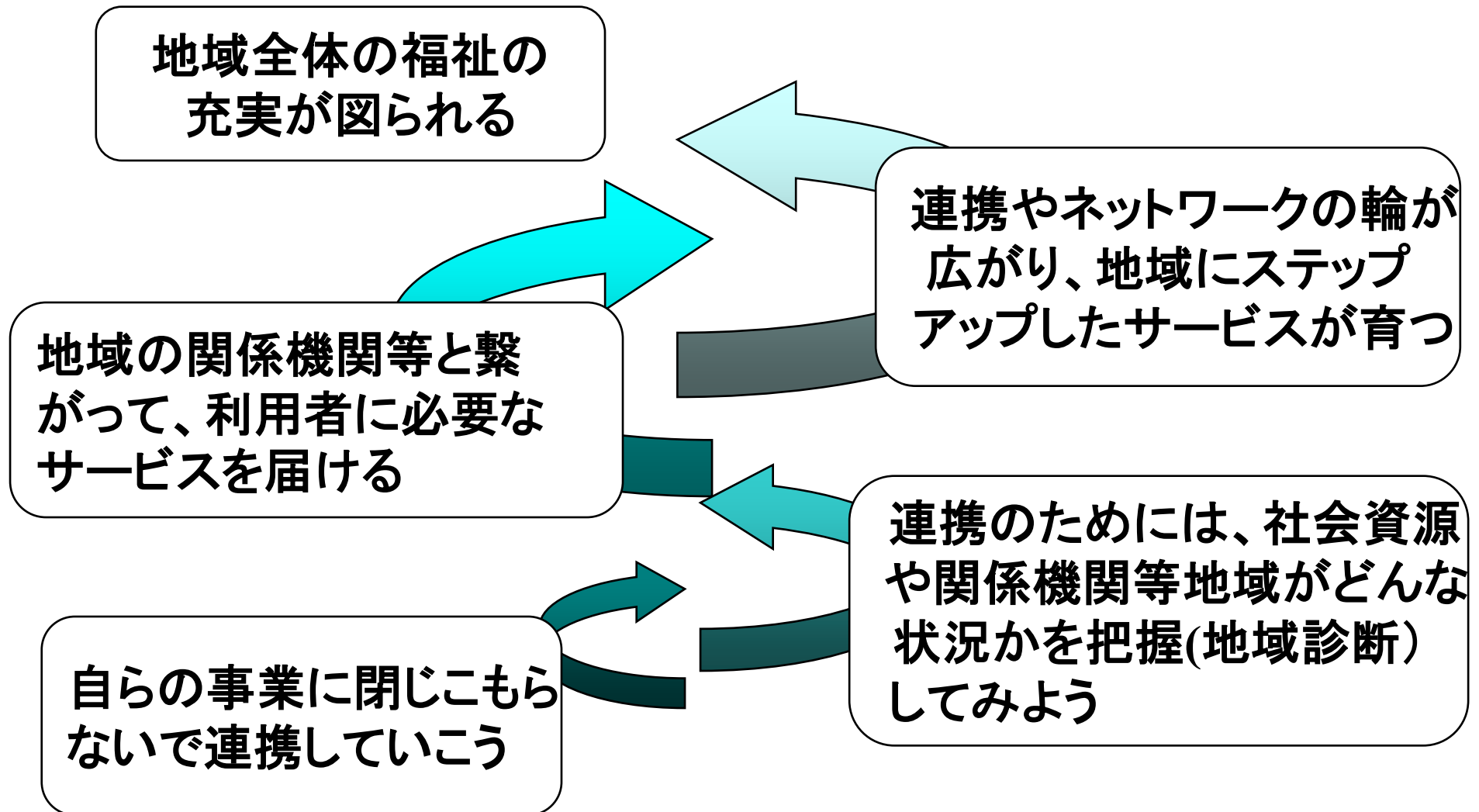
- 地域の社会資源の状況を把握しておく必要がある
- 地域の状況は、段階を経て刻々変わっていくもの
- サービス責任者は、この地域の状況・発展段階を的確に把握(**地域診断**)する役割をもつ



地域診断は連携の前提

地域の連携やネットワークづくりの過程そのものが、**地域支援システムの発展段階**

連携のスパイラル



相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業 (平成29年度老人保健健康増進等事業)

実施主体：株式会社三菱総合研究所

1. 目的・ねらい

- 高齢障害者の介護保険移行においては、相談支援専門員と介護支援専門員の緊密な連携が必要である。
- そこで、本調査研究では、両専門員の具体的な連携内容、連携プロセス等の実態を把握し、高齢障害者の介護保険移行における、行政や両専門員の役割を整理することで、地域における関係者の協働を促進し、高齢障害者に個人の特性に応じて介護保険サービス、障害福祉サービスが適切に提供される仕組みの充実を図ることを目的とした。

2. 事業概要

- 事業所アンケート調査：特定相談支援事業所 326ヶ所／居宅介護支援事業所597ヶ所の回答から、連携実態を把握。
- 自治体ヒアリング調査：岩手県花巻市／新潟県新潟市（秋葉区）／滋賀県大津市／兵庫県三田市／島根県出雲市の取り組み事例を把握。
- モデル研修会：滋賀県において相談支援専門員と介護支援専門員を対象にした合同モデル研修会を実施。

3. 事業の成果（今後の展望等）

事業所アンケートから見た高齢障害者の介護保険移行の課題

- 相談支援専門員と介護支援専門員が（制度の知識不足、多忙）
- 介護保険移行の（情報提供の方法、移行に関するマニュアルや様式・ツール等）
- 介護保険移行に関する である
- 介護保険移行のあり方について
- 介護保険 ため、課題解決に向けたアクションを起こしにくい



まずは両専門員が一つのテーブルを囲むことから

合同研修会のポイント

- 介護保険移行を円滑に進めるための、合同研修会は有効
- プログラム：制度に関する理解を深める座学＋お互い顔見知りになり、
- 研修開催エリア：地域の関係者が を進めているかを踏まえ検討（単一市町村／圏域単位／都道府県全域で実施）

先行する取り組み事例から見た連携のポイント



- 制度の運用主体である市町村行政の役割
介護保険移行は制度をまたぐため、個別の支援者だけでは対応しきれない。行政が、支援者の専門性を尊重しながら、制度の運用主体として推進することが重要。
- 高齢側の一元窓口としての地域包括支援センターの役割
介護保険移行前の窓口は相談支援専門員に集約。移行後は、介護支援専門員の人数が多く、要支援・非該当で対応できない場合も。高齢側の相談窓口を地域包括支援センターに一元化し、移行の流れが円滑になり、支援の取りこぼしを防ぐことができる。
- 市町村行政、障害の支援者、高齢の支援者の三者協働の重要性
市町村行政、障害、高齢の支援者が協働して介護保険移行を進めることで、相互の役割を理解し地域包括ケアを推進できる。
市町村行政が現場の声を踏まえて柔軟な行政判断を実施することは、重要な役割。介護保険移行は、この役割を実際の業務を通じて実感するのに極めて有効。
- 移行のあり方について検討する場の設定
今後の移行ケースの増加予測等を踏まえ、市町村行政が主導して、一般的なケースをもとに移行の仕組みをつくるのが重要。具体的には、（自立支援）協議会等の活用が期待される。
- 人材育成における都道府県、専門職団体の役割
市町村行政の担当職員数には限りがあり、障害・高齢のサービス提供基盤は単一市町村を越えて整備される場合も多いことを踏まえ、教育・人材育成は、単一市町村だけでなく、都道府県や専門職団体による広域の取り組みも積極的に。

※報告書本編の掲載ウェブサイト：https://www.mri.co.jp/project_related/roujinhoken/index.html

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

◆ 留意事項

1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

2 障害児支援の強化

(1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

(2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

重層的な相談支援体制

＜第3層＞

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

＜第2層＞

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

＜第1層＞

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

社保審－障害者部会

第83回(H29.1.6)

資料2-2(抜粋)

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
 - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
 - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
 - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
 - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
 - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
 - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

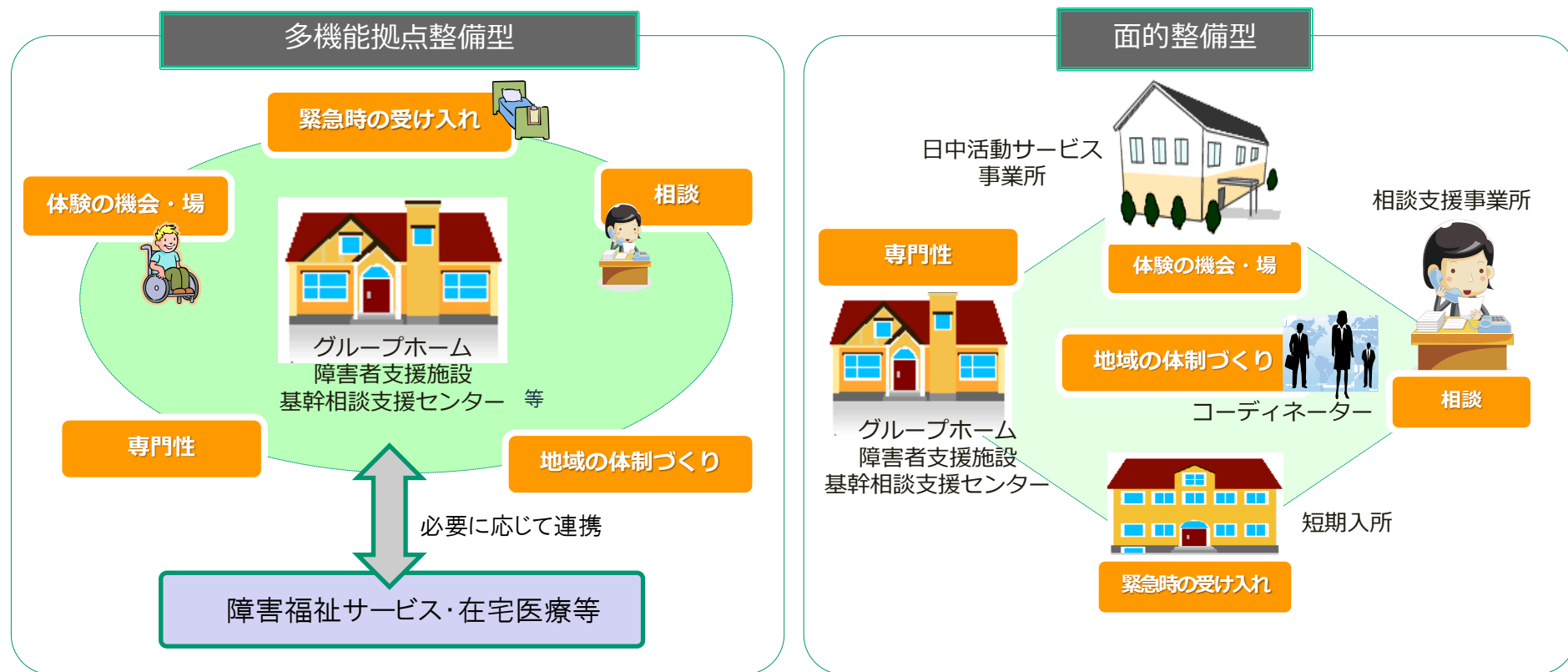
【成果目標(案)】平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。
（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



強度行動障害への対応における 連携・共同

強度行動障害とは | 定義

精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しい処遇の困難な者であり、行動的に定義される群

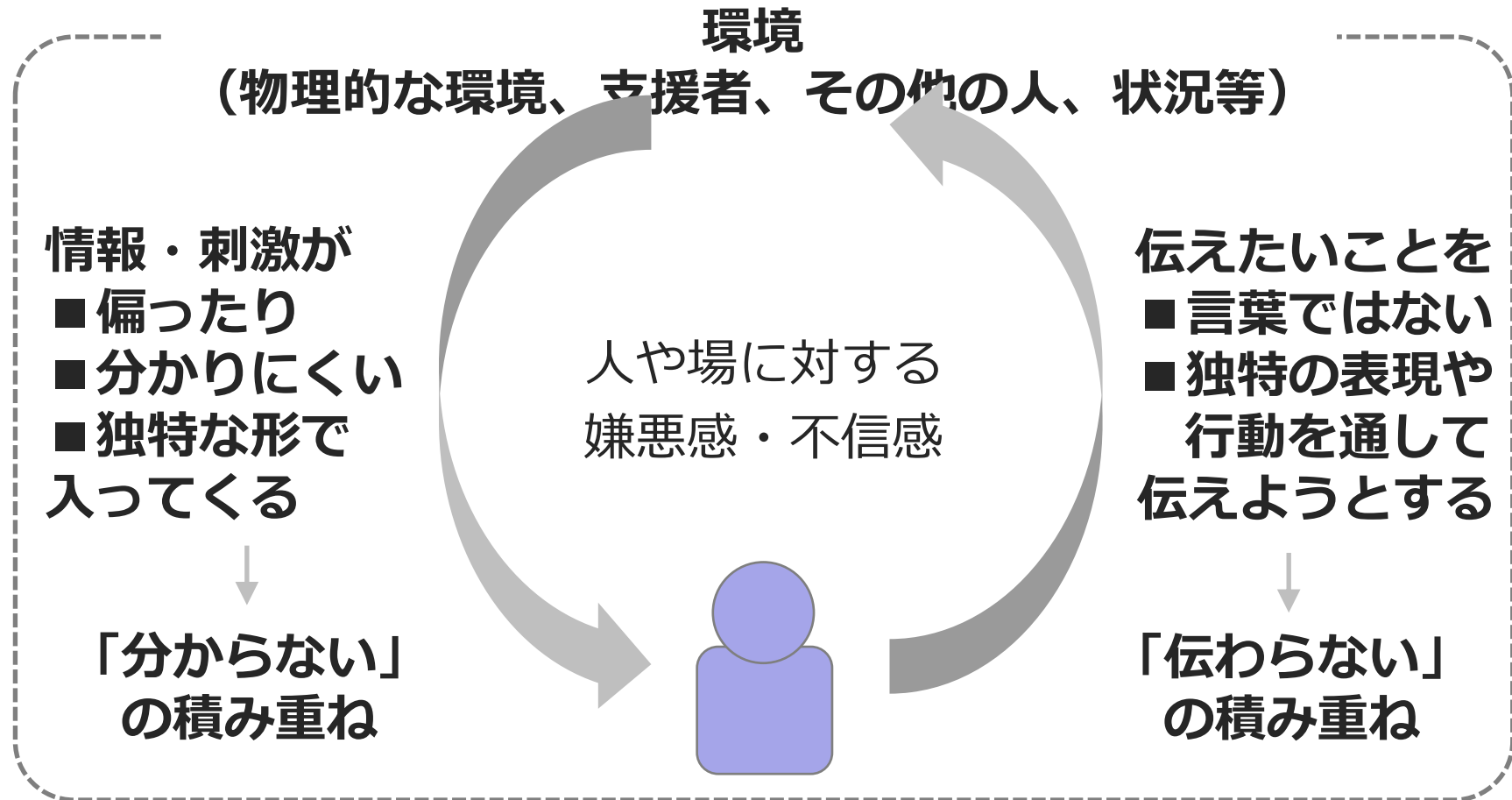
家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態

（行動障害児者研究会、1989年）

なぜ強度行動障害になるのか？

「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」 国立のぞみの園

2014



障害特性 × 環境要因 ⇒ 強度行動障害

行動障害への支援とは

中園康夫(1990)は、「英国において・・・使われている概念に『チャレンジング行為(challenging behaviors)』というのがある。『チャレンジング』を私は、『抗議』と訳したいが『願い』という役があてはまると私に語った人もいた。つまり障害をもつ人(とくに重度・最重度の障害をもつ人)が示すある特徴的な行動は、これまで『問題』行動と考えられてきた。サービスを行う『私』とは関係のない客観的できごととしての『問題』行動として。

しかし、そうした行動は、①障害をもつ人がコミュニケーションが十分できないために、あるいは彼らを取りまく社会的環境が障碍となっているために、自分の要求や気持ちが伝達できないことが基本にあって(かかわる側からみれば、そうした要求や気持ちを理解できないか、理解しようとしなくてもあっても)、②障害をもつ人が表現する行動にたいして、サービスが十分に応えることができない、あるいは適切に行われないうきに示されるものであって、③障害をもつ人の、その障害の性質だけから、あるいはまったく個人の条件から示されるものではない、④したがって、『問題』行動とみられてきたものはサービスに対する『抗議』行動と考えねばならない場合も多いのである」としている。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる・構造化の意味を説明できる・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる・特性を活かした支援を提案できる 等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支援対応力を強化する・地域の支援体制づくりを牽引する・支援マネジメント、組織マネジメント 等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい・一人一人の特性に合わせやすい・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に支援体制が取りにくい・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上させることが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組を進めることが必要。

※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要

集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要

- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。

①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策

※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要

②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策

※在宅の場合や、グループホーム等に同居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要

- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。

※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。

- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。

- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

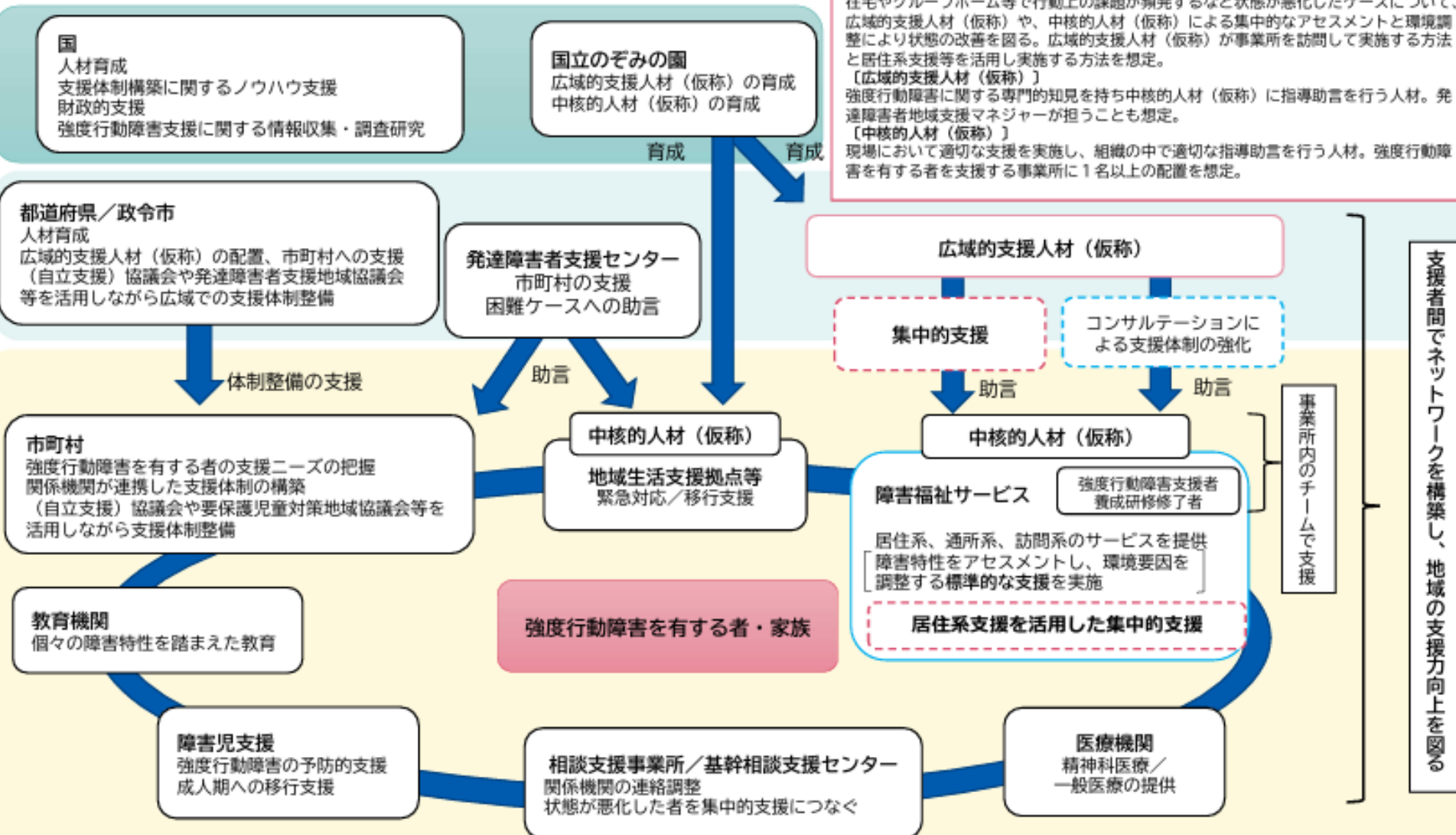
- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。

- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。

- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

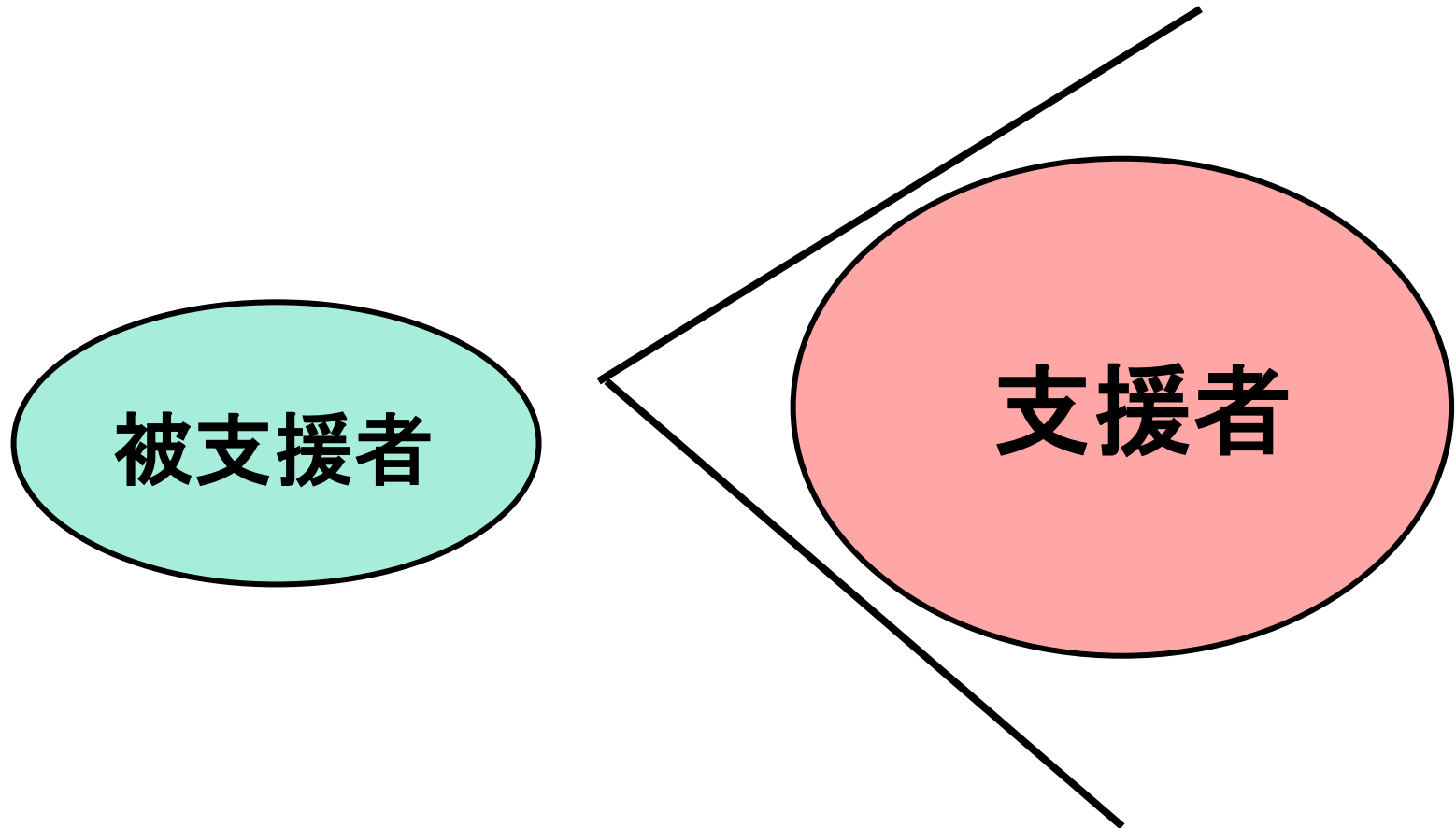
強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



障害者虐待防止における 連携・共同

虐待はなぜ起きる？

（被支援者と支援者の関係）



障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目 的

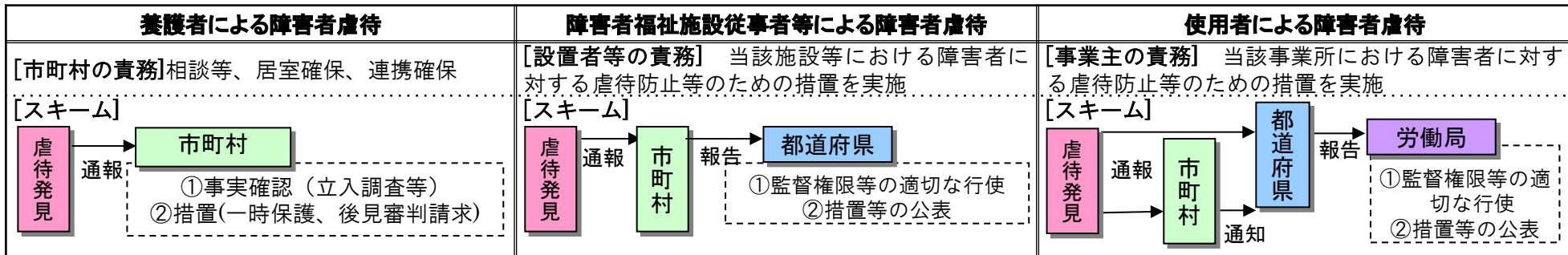
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検 討

附則第2条

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待行為と刑法

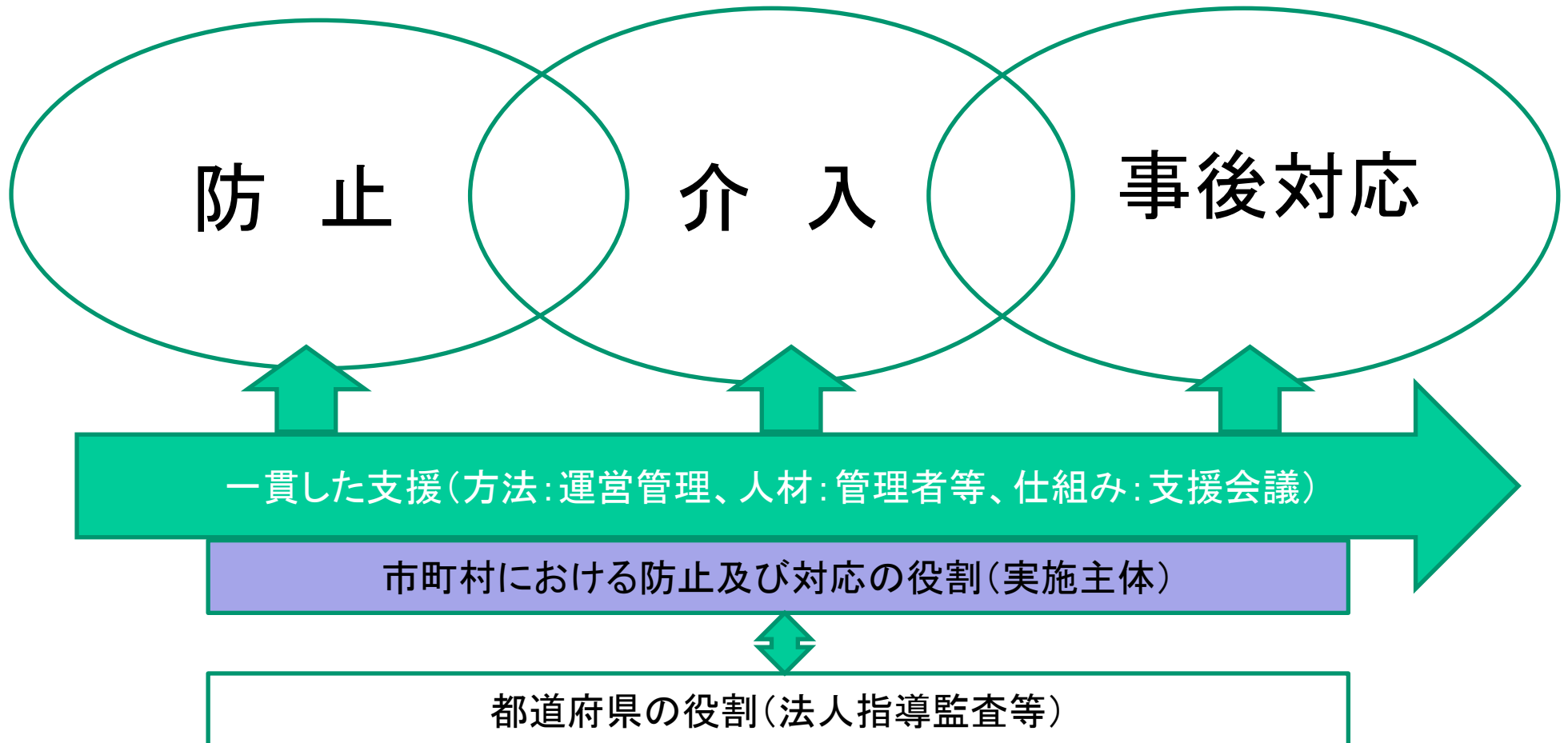
虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強姦罪、第178条準強制わいせつ、準強姦罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

虐待防止及び対応（施設従事者等）

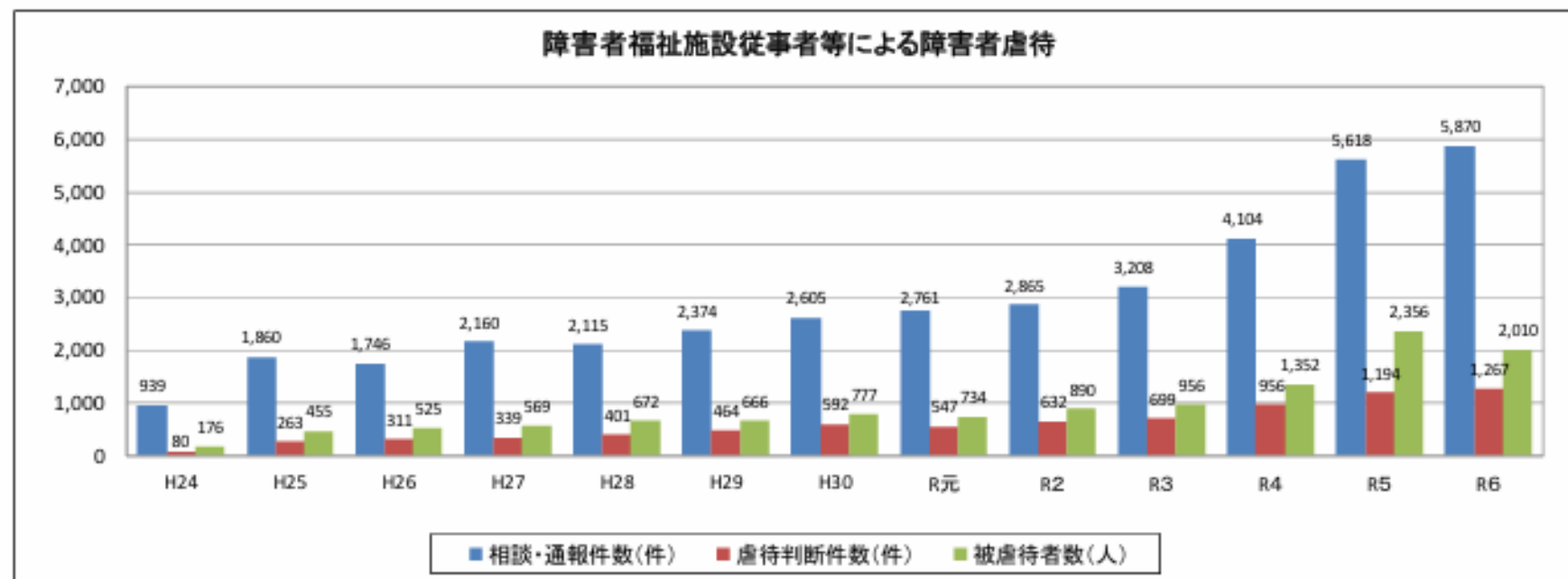


2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

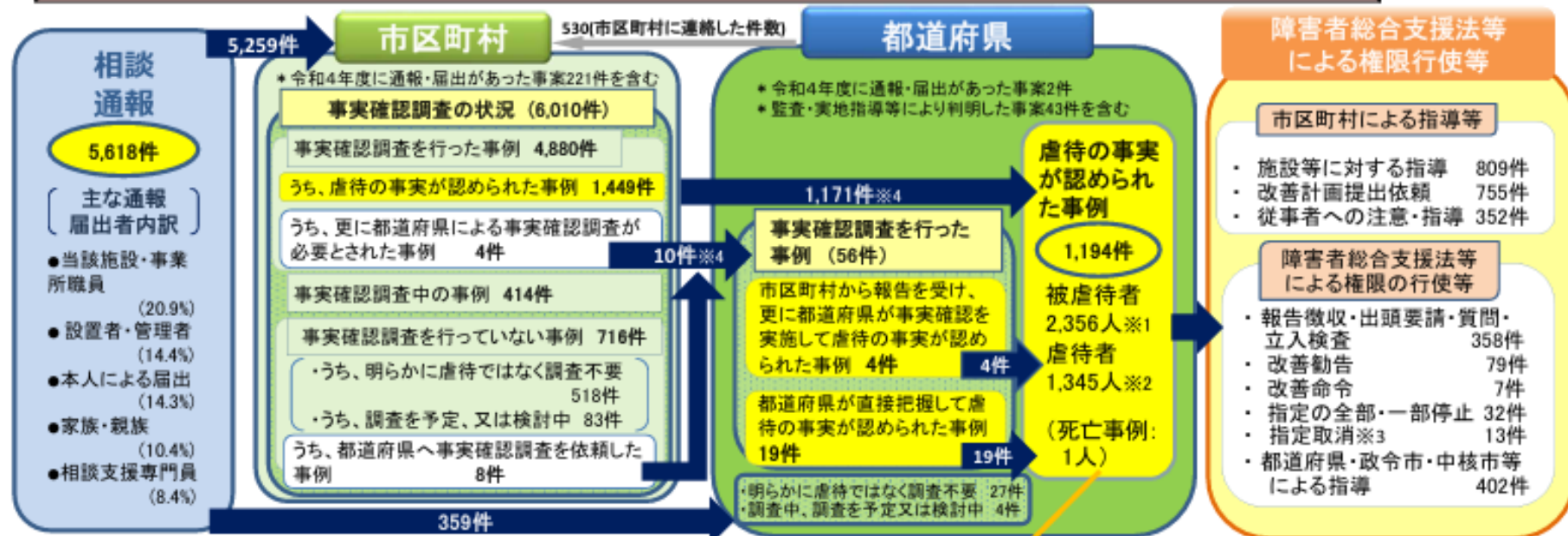
障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者(1,345人) ※2

- 性別
男性(68.3%)、女性(31.7%)
- 年齢
60歳以上(18.8%)、50～59歳(17.4%)、30～39歳(16.1%)
- 職種
生活支援員(41.8%)、管理者(10.9%)、世話人(10.1%)、サービス管理責任者(6.8%)、その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重複訪問介護	9	0.8%
同行介護	2	0.2%
行動介護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者(2,356人) ※1

- 性別
男性(66.6%)、女性(33.4%)
- 年齢
20～29歳(20.4%)、50～59歳(17.9%)、30～39歳(16.8%)、40～49歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

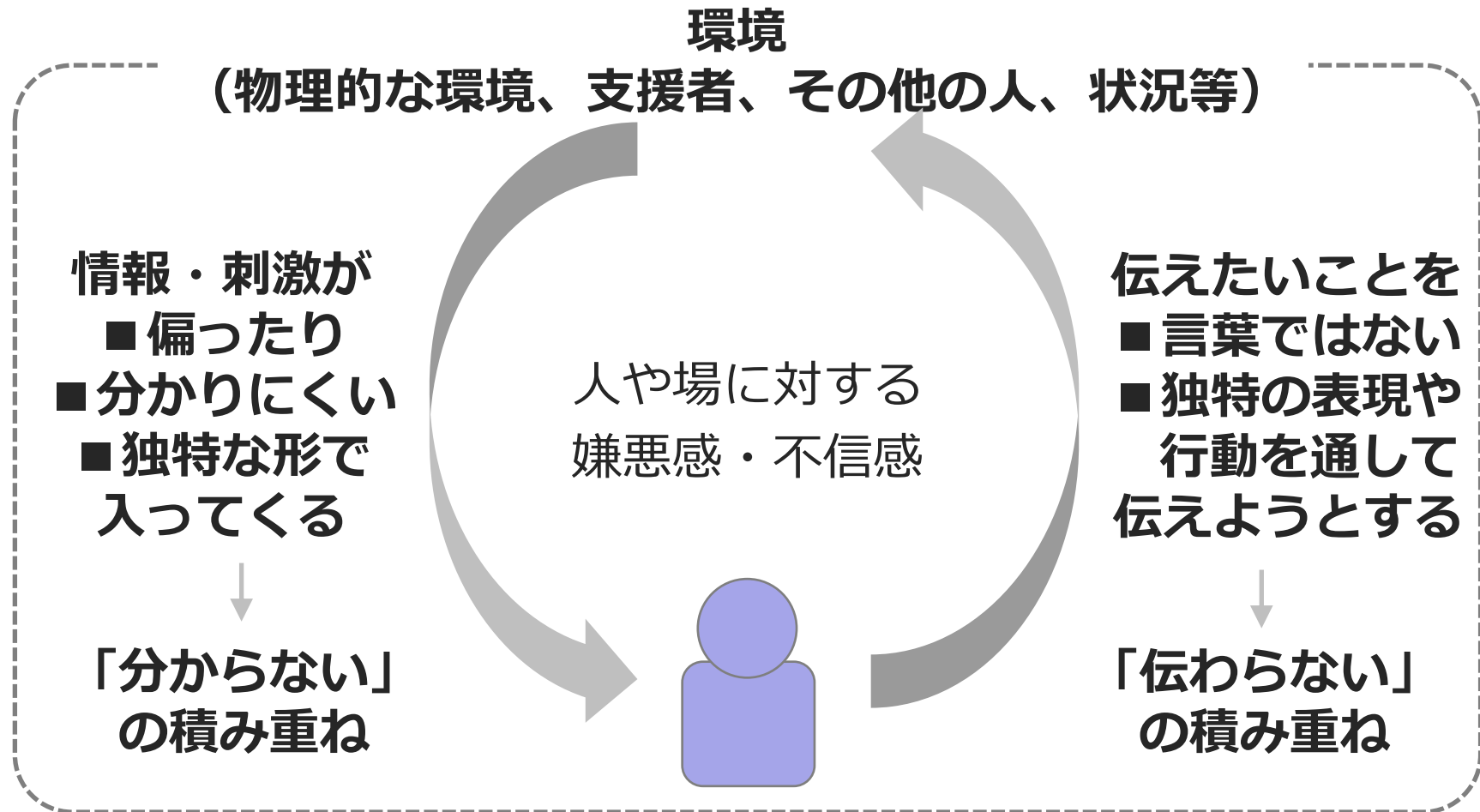
強度行動障害とは | 定義

精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しい処遇の困難な者であり、行動的に定義される群

家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態

（行動障害児者研究会、1989年）

なぜ強度行動障害になるのか？



障害特性 × 環境要因 ⇒ 強度行動障害

共通する支援の枠組み

- ☑ 構造化された環境の中で
- ☑ 医療と連携しながら
- ☑ リラックスできる強い刺激を避けた環境で
- ☑ 一貫した対応をできるチームを作り
- ☑ 自尊心を持ちひとりでできる活動を増やし
- ☑ 地域で継続的に生活できる体制づくりを進める

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合とする評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

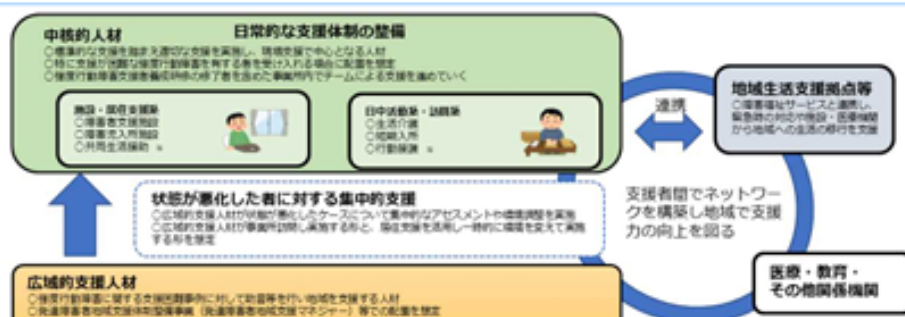
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援助における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援助の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

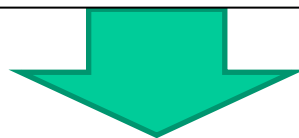
【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

虐待による死亡事例が起きた施設の第三者検証委員会最終報告書 (26年8月:抜粋)

「施設においては、職員に対し虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、虐待防止委員会を設置するなど、形の上では虐待防止体制を整備していた。しかし、虐待が疑われる場合、市町村等への通報が求められているにもかかわらず、それを前提とした虐待防止体制が作られていなかった。また、一部の職員は障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足していた。幹部職員も、虐待防止に向け具体的な対策を採ろうとする意識が欠けていた。」

「幹部は支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。」「一部幹部は虐待や疑義について『なるべく相談・報告しないようにしよう』という雰囲気を蔓延させるなど、虐待防止体制が機能不全に陥ったと考えられる。一連の虐待問題に係る幹部の責任は重大である。」

「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える。」



組織的な虐待防止の取組が不可欠

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	- 基本的な職業倫理 - 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて） - 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解 - 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会 - 過去の虐待事件の事例を知る等 - 職場内研修用冊子の活用 https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf
②職員のメンタルヘルスのための研修	怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	- 障害や精神的な疾患等の正しい理解 - 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法 - 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等） - 身体拘束、行動制限の廃止 - 服薬調整 - 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等 - コンサルテーションの導入
④事例検討	- 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持 - 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得 - 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための計画づくり」

- ・虐待防止の研修
- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示 等の年間計画、実施計画を作成する

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは… **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加**するとともに、**減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、**「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止責任者
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催
も可能

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止責任者
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催
も可能

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止責任者
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化について
の検討 等

職員

職員

職員

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について
の検討 等

職員

職員

職員

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について
の検討 等

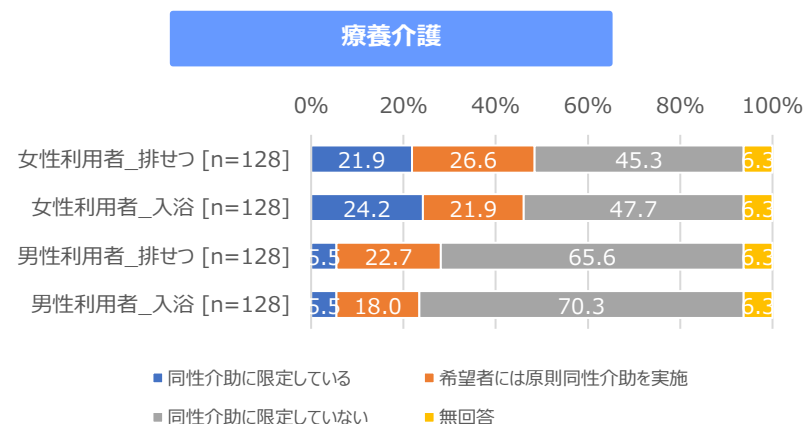
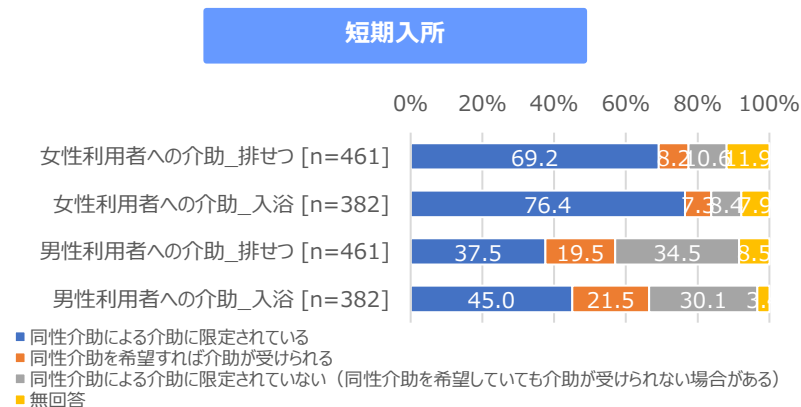
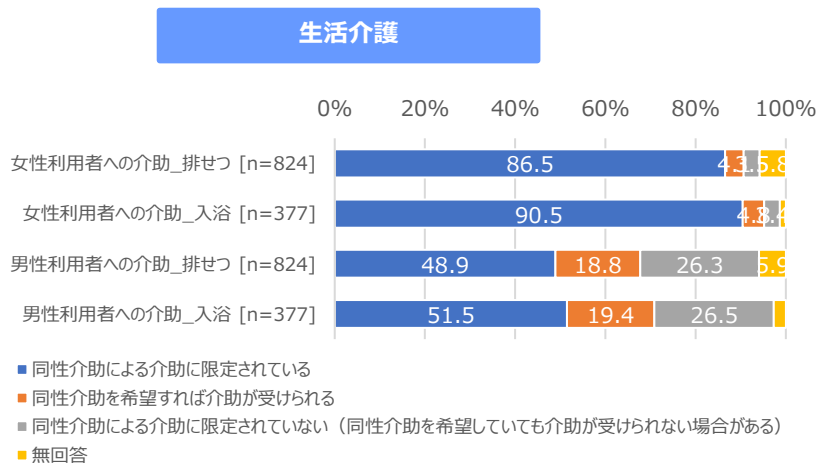
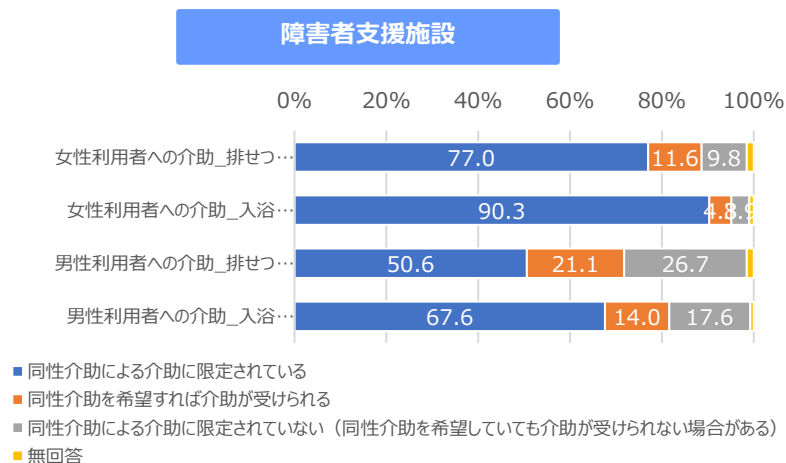
職員

職員

職員

同性介助の状況について

出典：令和4年度報酬改定検証調査



障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

虐待防止のための具体的な環境整備

① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とP D C Aサイクルの活用

虐待の未然防止のためには、的確な現状把握(アセスメント)に基づいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価(モニタリング)が重要となります。そのアセスメントに資するものとしては、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価(チェックリストによる評価)が有用となります。

② 苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めること等に加えて、虐待防止対策のツールの一つでもあります。そのため、障害者福祉施設等は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、連絡先等を障害者福祉施設等内に掲示する他、障害者福祉施設等の会報誌に掲載する等、積極的に周知を図ることが必要となります。特に管理者は、施設を利用している障害者の表情や様子に普段と違う気になるところがないか注意を払い、声をかけて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。

③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用

チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて「福祉サービス第三者評価」や「オンブズマン」等の外部による第三者評価を受けることもサービスの質の向上を図るきっかけとして有効となります。

④ ボランティアや実習生の受入れと地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境作りが大切です。管理者はボランティアや実習生の受け入れ体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気づき、予防する機会が増えることにもつながります。

⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

自ら権利を擁護する事に困難を抱える障害者については、成年後見制度の活用等を通して権利擁護を行っていくことが重要です。

自立支援協議会

(地域自立支援)協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。 **〔交付税〕**

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

【主な機能】

- **困難事例への対応のあり方に関する協議、調整**
- 地域の関係機関による**ネットワーク構築等に向けた協議**
- **福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）**
- その他（**市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議**など）

【地域の実情に応じた運営】

- 権利擁護等の**分野別のサブ協議会（部会等）**を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで実施
- 運営を指定相談支援事業者に委託

(自立支援)協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R3.4月時点） 市町村：1,687自治体(設置率96.9%) ※協議会数：1,201箇所
都道府県：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

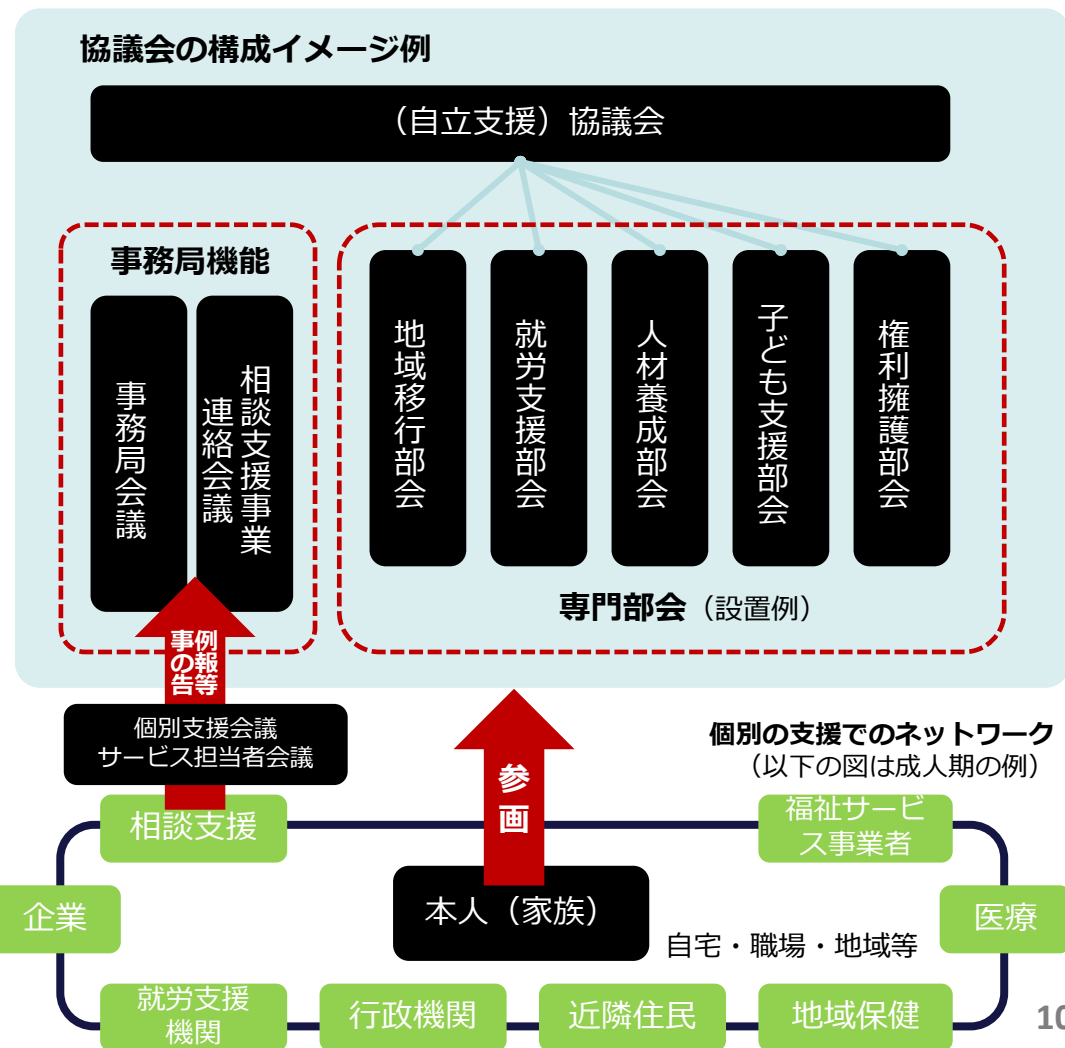
市町村協議会の主な機能

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

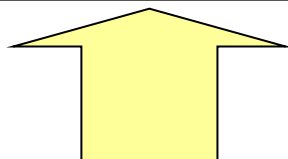
- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）

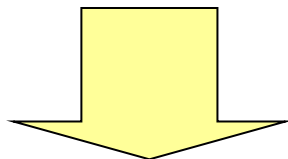


(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



地域自立支援協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

協議すべき事項

- 委託相談支援事業者の運営評価等
 - － 中立・公平性を確保する観点
 - － 相談支援事業の実施状況の確認(新規事例全ての報告)・検証
- 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- 対応困難事例への支援に関する協議と調整
 - － 困難事例などのケースカンファレンスによる課題の抽出と共有
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
 - － 対応困難事例の課題解決のためのワーキングにもとづくネットワークの形成(資源開発)と支援システムの構築
- 市障害福祉計画・障害者福祉計画のモニタリング
 - － 地域の社会資源の開発、改善がどのように進んだか
- 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営
- 相互の情報共有と情報発信

協議会成否の5つのカギ

①目的設定は官民共同で行う

- － 「この会議を通じて、どうしても確認しておきたいこと、話し合っておきたいこと、共通の課題をもとに解決したいこと」の動機付けを参加者がもつ
- － 事例検討の中からやるべきことが生まれる、という共通の課題意識が重要

②官と民の役割分担を相互が過度に求めない

- － 取り組みを実行にうつすときは、無理のない役割分担を。少しずつ前に進める
- － 行政の役割が大きすぎると民間の知恵が生まれない

③市民の参加を得る

- － 評価、成果測定が困難な場合は、何を尺度とするのか協議する
- － 市民の意見、感覚を取り入れる仕組みを入れる
- － 重層的な協議会の仕掛けが必要(例:親協議会－幹事会議－部会(ワーキング))

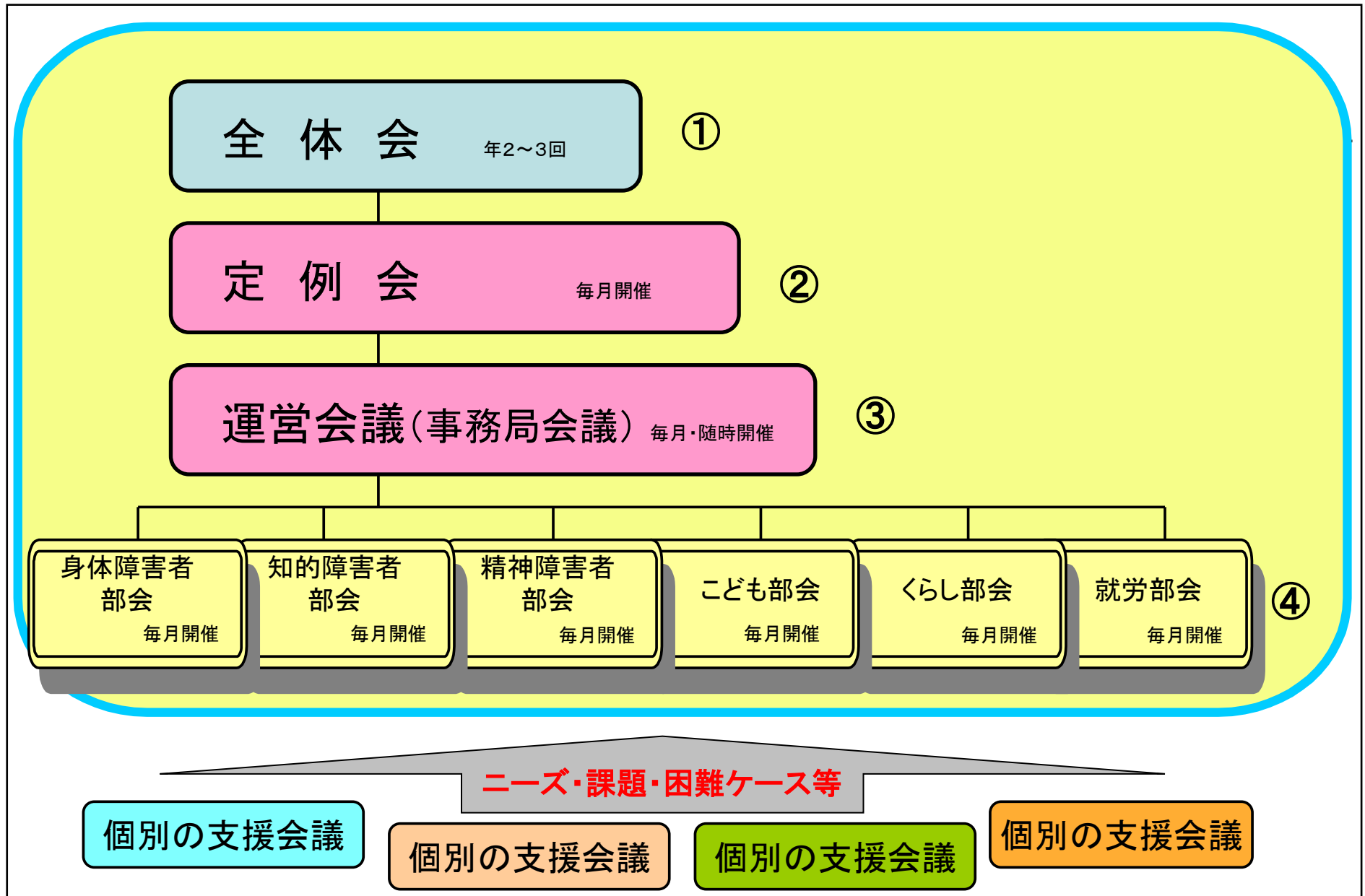
④正確なメッセージを発信する

- － 取り組みのひとつひとつが生活の質の向上を目的としているというメッセージを正確に伝える
- － チームアプローチの最低条件は明確な目的設定。そのための相互の正確なメッセージが重要

⑤ガバナンスを明らかにする

- － 役割分担(責任)が適切に果たされているか順守の監視を明確にする

(自立支援)協議会組織図(例)



地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ

ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

全体会 年2～3回

専門部会

毎月開催

定例会 毎月開催

運営会議(事務局会議) 毎月開催・随時

一般的な協議会のイメージ

ニーズ・課題
・困難ケース等

Aさんの

個別の
支援会議

Bさんの

個別の
支援会議

Cさんの

個別の
支援会議

Dさんの

個別の
支援会議

サービス管理責任者のあなたに してほしいこと

- 個別支援の過程から浮かぶ様々な制度の不備……
- その気付きは地域の財産……
- どう生かしていくか
無いから仕方がないですか？



抱え込まない。独り占めしない。
必要と感じた資源は、多くの人たちも求めている。
連携の証である**ステージは地域自立支援協議会**
ぜひ動かして欲しい……⇒資源開発

よき責任者として・・・支援者を育てるのも連携の第1歩

- 1 支援者の柔軟性，能動性
- 2 固定観念にとらわれない、中立性
- 3 支援するのではない。自ら育つことを支援する（エンパワメント）
- 4 関係を常に広げるよう努力する

連携のためのマネジメント

- 障害の理解・・・多様性や強さに注目
- 家族は何を担うか・・・タッグによる支援
- 専門機関の活用・・・たんすの引き出し
- 医療機関の選択・・・情報は支援の基礎
- 社会資源の活用・・・サービスを知る

連携して、自分たちの専門性を高める

- 圏域単位で
- 講師を呼んで
- 障害分野を越えて
- 定期的に実施
- ケース検討を行いながら
- 地域支援連携協議会とも連携して・・・

